

**檀原市**

**一般廃棄物処理基本計画**

**2019（平成31）年3月**

**檀原市**



# 目 次

## 第 1 章 計画策定の趣旨

1.1	計画策定の目的	1
1.2	計画の位置づけ	1
1.3	計画期間	2

## 第 2 章 処理の現状と課題

2.1	ごみ処理	3
2.1.1	取り巻く環境	3
2.1.2	分別区分	7
2.1.3	処理実績	8
2.1.4	ごみの性状	11
2.1.5	排出抑制・資源化	12
2.1.6	収集・運搬	16
2.1.7	中間処理	18
2.1.8	最終処分	20
2.1.9	ごみ処理経費	21
2.1.10	温室効果ガス排出量	22
2.1.11	不法行為等の防止対策	22
2.2	生活排水処理	23
2.2.1	処理体系	23
2.2.2	処理形態別人口	24
2.2.3	処理施設等	25
2.2.4	公共用水域の水質の状況	27

## 第 3 章 ごみ処理基本計画

3.1	基本理念	29
3.2	基本方針	30
3.3	数値目標	31
3.3.1	数値目標の項目	31
3.3.2	数値目標	32
3.4	ごみ処理体制	35
3.4.1	ごみの区分と処理主体	35
3.4.2	処理フロー（将来）	37
3.4.3	収集・運搬	38

3.4.4	中間処理	40
3.4.5	最終処分	42
3.5	具体施策	43
3.5.1	施策体系	43
3.5.2	排出抑制及び再使用を優先した3Rの推進	44
3.5.3	有用資源の回収強化及び循環利用の促進	47
3.5.4	効率的で適正な処理システムの構築	50
3.6	市民・事業者・市の役割	55
3.6.1	市民の果たすべき役割	55
3.6.2	事業者の果たすべき役割	55
3.6.3	市の果たすべき役割	55
3.7	計画のフォローアップと事後評価	56
3.7.1	進行管理	56

#### 第4章 生活排水処理基本計画

4.1	基本理念	57
4.2	基本方針	57
4.3	数値目標	58
4.3.1	数値目標の項目	58
4.3.2	数値目標	59
4.4	処理体制	61
4.4.1	処理体系と処理主体	61
4.4.2	処理形態別人口	62
4.4.3	処理	63
4.5	具体施策	64
4.5.1	施策体系	64
4.5.2	生活排水対策の推進	64
4.6	市民・事業者・市の役割	66
4.6.1	市民の果たすべき役割	66
4.6.2	事業者の果たすべき役割	66
4.6.3	市の果たすべき役割	66
4.7	計画のフォローアップと事後評価	67
4.7.1	進行管理	67

## 第 1 章 計画策定の趣旨

### 1.1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生量の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分に検討する必要があります。

また、ごみ処理基本計画策定指針（2016（平成 28）年 9 月 環境省）では、目標年次を 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに中間目標年次を設け、計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

本市では、2010（平成 22）年 3 月に改定した「橿原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・資源化、適正処理を推進するための様々な施策を展開してきましたが、未だ十分な目標の達成には至っていません。また、近年における少子高齢化の進展に伴う社会情勢の変化や上位計画が指し示す方向性など、本市のごみ処理事業は新たな転換期に差し掛かっており、市民・事業者・市の各主体が協働して、それぞれの責任と役割において、ごみの発生が少ない循環型社会づくりを推進する新たな方策が求められています。

本計画は、このような状況を受け、3R<sup>※</sup>の更なる推進や環境負荷の低減など、前計画における考え方を踏襲しつつ、時点修正を行うとともに、従来施策の見直し・拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・資源化とともに安定且つ適正な廃棄物処理を実現することを目的に改定を行うものです。

※ 3R…排出抑制（reduce）・再使用（reuse）・再生利用（recycle）の総称

### 1.2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定する法定計画です。

本計画の策定に当たっては、国及び県が指し示す方向性並びに「橿原市第三次総合計画（後期基本計画）」や「橿原市環境総合計画」等の本市の上位計画と整合を図り、長期的・総合的な視点のもと、本市における一般廃棄物処理を計画的に推進するための基本的な考え方や方向性を示しています。

なお、非常災害により生じた廃棄物の処理については、一般廃棄物処理基本計画とは別に定めるものとします。

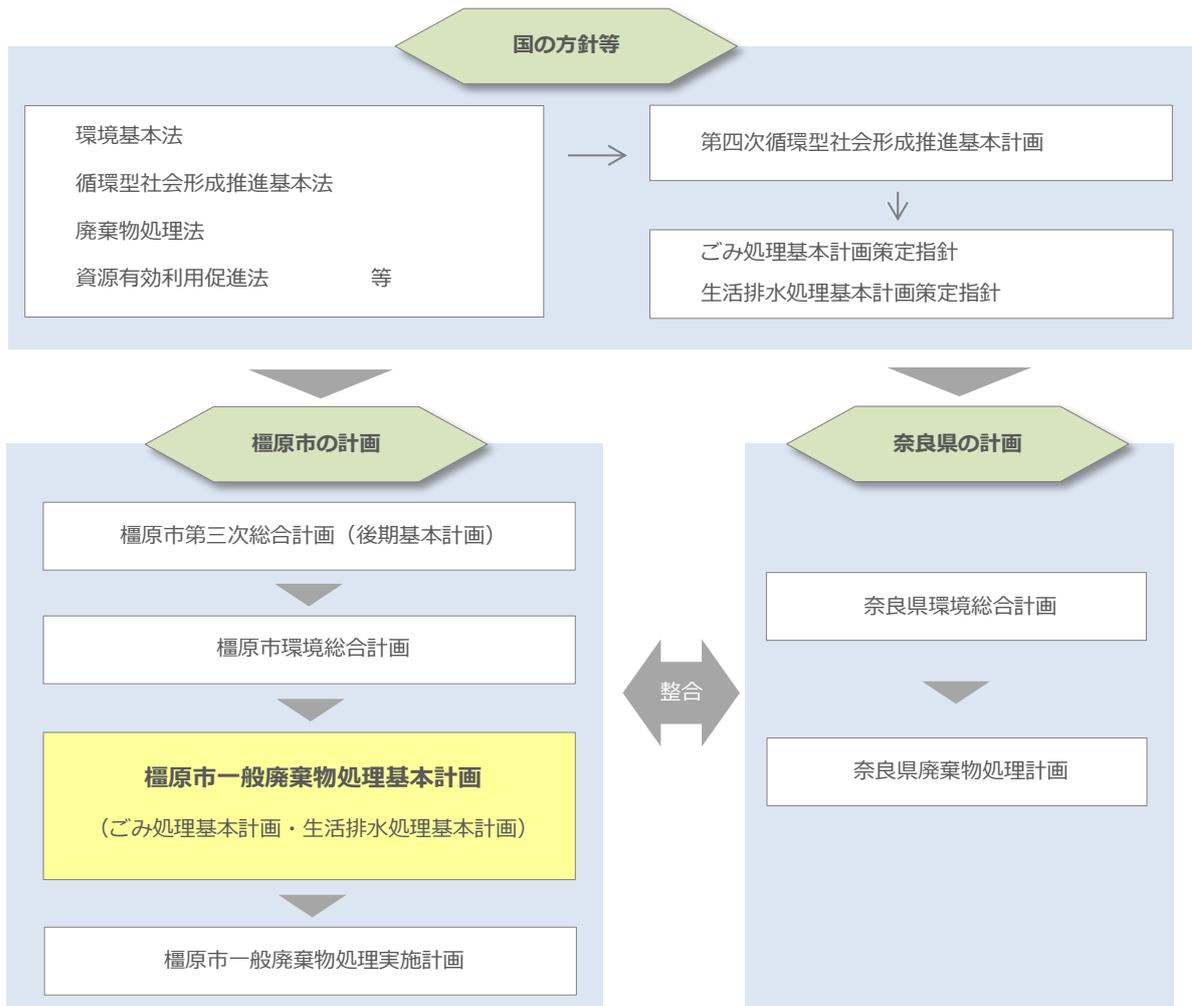


図 1-1 計画の位置づけ

### 1.3 計画期間

近年の廃棄物処理を取り巻く状況が刻々と変化していることに鑑み、ごみ処理基本計画策定指針(2016(平成 28)年 9 月 環境省)で示された最短の期間である 10 年間を計画期間とし、2023 年度を中間目標年度、2028 年度を最終目標年度に設定します。

表 1-1 計画期間

年 度											
-2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
-H29	H30	H31	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前計画						本計画					
						中間 目標					最終 目標

## 第2章 処理の現状と課題

### 2.1 ごみ処理

#### 2.1.1 取り巻く環境

##### (1) ごみ処理行政の動向

###### (国際的な動向)

2015年9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs<sup>※</sup>）には、食品ロスの削減や廃棄物の発生抑制及び適正処理など、廃棄物資源循環分野で取り組むべき課題が示されています。更に、これらの課題が、SDGsの多岐に渡って関連性を指摘されていることから、持続可能な社会を構築するに際して、廃棄物関連課題の解決が果たす役割は大きいと言えます。

※ SDGs…「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された17のゴール・169のターゲットから構成される2016年から2030年までの国際目標

###### (国内の動向)

本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、環境・経済・社会の諸課題が複雑になってきており、SDGsやパリ協定などの国際的な流れも織り込んだ持続可能な社会を目指す必要があることから、2018（平成30）年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画では、前期計画で示した事項を引き続き重視しつつ、さらに環境・経済・社会の統合的向上に向けた施策が示されています。その中では、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、相互に関連し合う横断的且つ重点的な枠組み・重点戦略が設定されています。

###### (県内の動向)

県内では、ごみ焼却施設の老朽化や小規模施設が点在するなど、将来的に安定的で継続的なごみ処理が困難になることが見込まれたため、2008（平成20）年から県と市町村の連携・協働の仕組み「奈良モデル」を推進し、循環型社会の形成を進めるプロジェクトの一環として「一般廃棄物処理の広域化」が進められています。

2018（平成30）年3月に策定された奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）では、基本目標を「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」と定め、「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発展させながら、更なるごみ減量化を目指して、廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処理などに関する種々の取組が示されています。

## (2) 地域特性

## ① 本市の人口動態

本市は、1956（昭和31）年2月11日、奈良県下で5番目の市として発足し、当時38,560人であった人口は、2004（平成16）年度の125,964人をピークに減少傾向にあり、2018（平成30）年4月1日現在で122,723人、世帯数は53,052世帯となっています。

また、総人口に占める老年人口（65歳以上）の割合は、2018（平成30）年度で27.6%となっています。

表2-1 橿原市の人口・高齢化率の推移

年次	総人口	世帯数	高齢化率
2013（平成25）年	125,363	51,270	24.1
2014（平成26）年	125,073	51,684	24.9
2015（平成27）年	124,489	52,034	26.0
2016（平成28）年	123,842	52,349	26.7
2017（平成29）年	123,337	52,762	27.4
2018（平成30）年	122,723	53,052	27.6
~~~~~			
2025年	118,178	—	29.9
2030年	113,859	—	31.3

※ 2025年、2030年のデータは、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

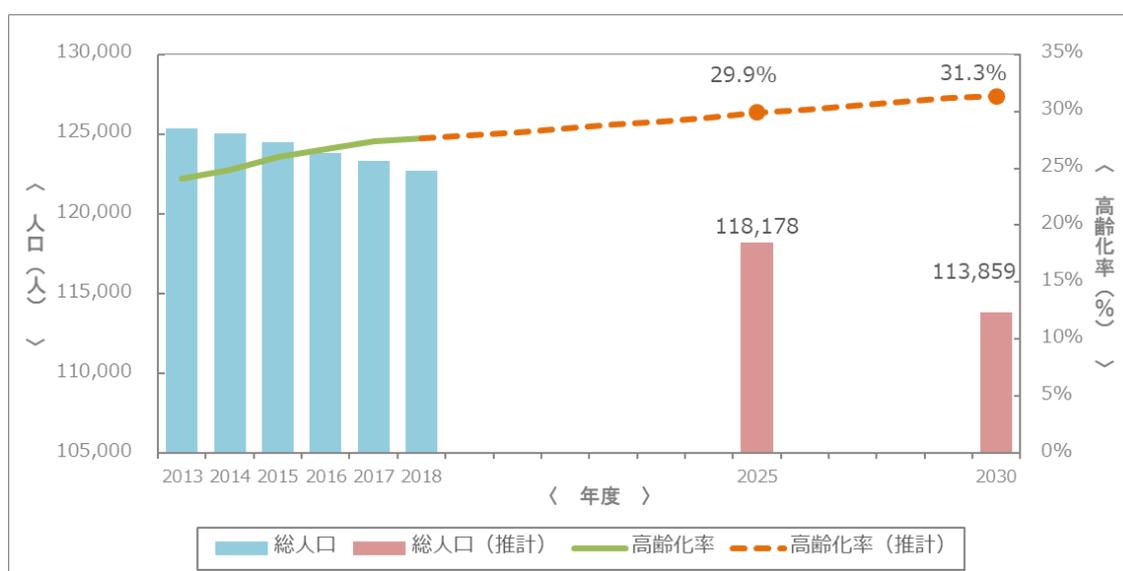


図2-1 橿原市の人口・高齢化率の推移

## ② 産業構造

2014(平成26)年に、市内に所在する事業所は4,739あり、産業別では、卸売・小売業27.5%、宿泊業・飲食サービス業11.9%、不動産業・物品賃貸業8.8%などとなっています。

従業員数は、49,532人であり、卸売・小売業22.3%、医療・福祉13.6%、製造業13.6%、宿泊業・飲食サービス業12.1%、教育・学習支援業10.4%などとなっています。

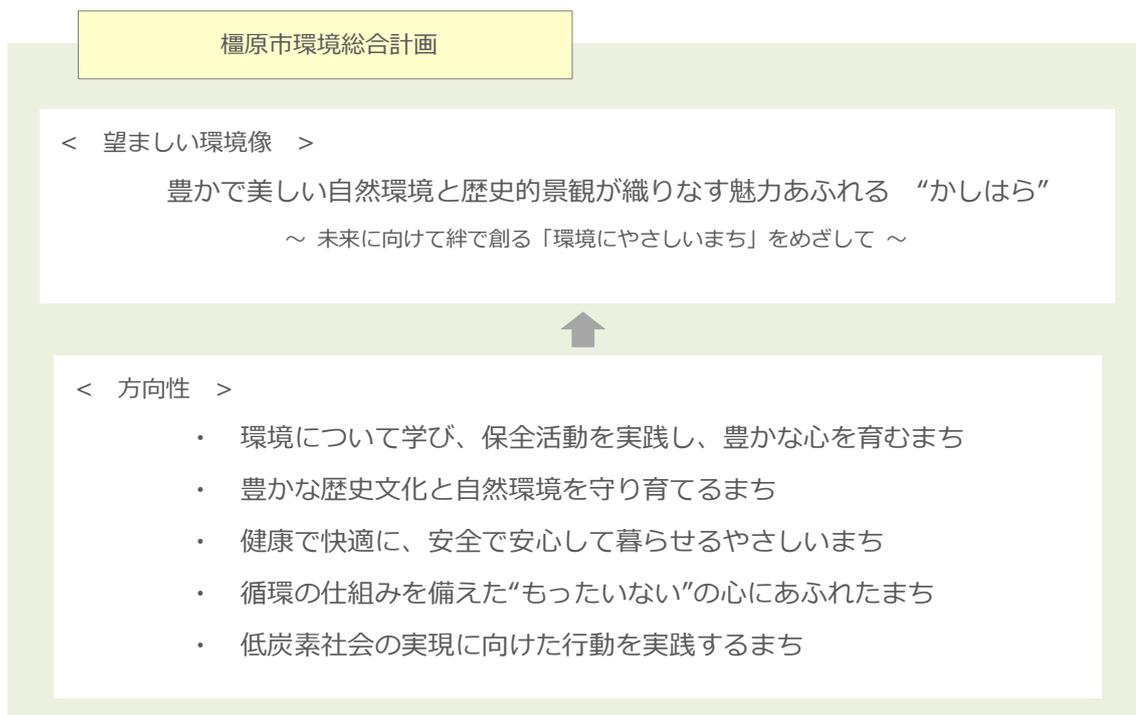
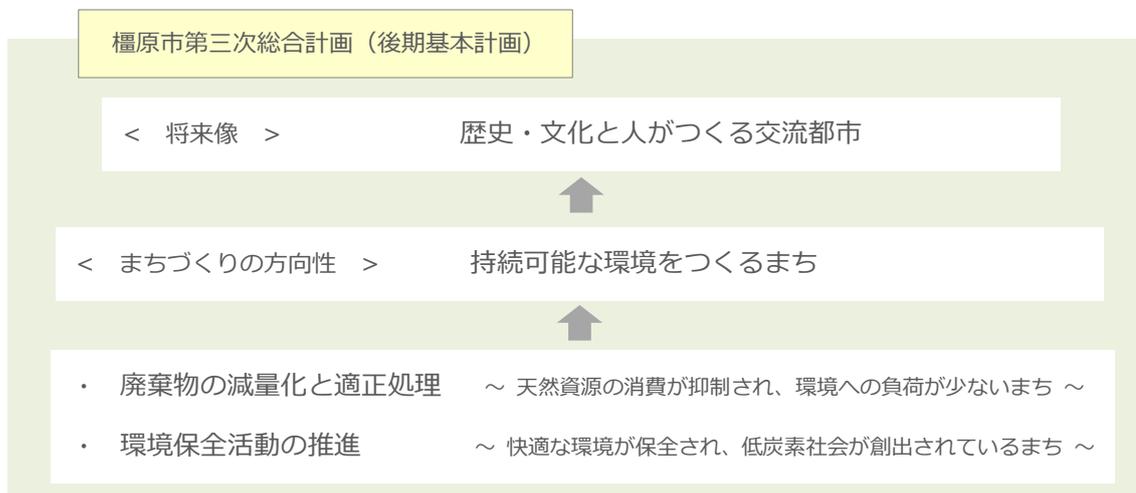
表2-2 市内に所在する事業所数・従業員数の推移

	2001年 (平成13年)	2006年 (平成18年)	2009年 (平成21年)	2012年 (平成24年)	2014年 (平成26年)
事業所数 (件)	5,028	4,646	4,718	4,411	4,739
農業・林業・漁業	4	-	4	3	4
鉱業	-	-	-	-	-
建設業	359	289	322	292	305
製造業	576	462	415	380	394
電気・ガス・熱供給・水道業	6	3	1	-	1
情報通信業	-	21	32	23	18
運輸業・郵便業	99	41	52	50	51
卸売・小売業	2064	1,385	1,381	1,293	1,303
金融・保険業	75	77	80	66	67
不動産業・物品賃貸業	328	398	420	411	419
学術研究・専門・技術サービス業	-	-	135	123	143
宿泊業・飲食サービス業	-	510	511	505	562
生活関連サービス業	-	-	429	395	417
教育・学習支援業	-	192	190	147	230
医療・福祉	-	315	340	354	418
複合サービス業	-	34	30	22	30
サービス業	1,493	898	353	347	353
公務	24	21	23	-	24
従業員数 (人)	43,236	45,233	48,112	43,684	49,532

出典：檀原市統計資料

## ③ 上位計画の方向性

前章の1.2項のとおり、本計画は、本市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示した「橿原市第三次総合計画（後期基本計画）」や「橿原市環境総合計画」を上位計画とし、それらを具現化するための「個別計画」として位置づけています。上位計画が指し示す方向性は次のとおりです。



## 課題

- (イ) 人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化に、持続的に対応できる柔軟な処理体制の構築が求められている。
- (ロ) 上位計画において、廃棄物処理に係る方向性が示されており、これらを踏まえた計画を策定する必要がある。

## 2.1.2 分別区分

現行の分別区分は、表 2-3 のとおりです。(産業廃棄物に該当するものを除く。)

表 2-3 分別区分

区分		性状
可燃ごみ		指定ごみ袋（大）に入る大きさで、可燃性のもの
不燃物		指定ごみ袋（大）に入る大きさで、固体の不燃性のもの
粗大ごみ		指定ごみ袋（大）に入らない大きさで、固体のもの
資源ごみ	カン・ビン	第二長辺（2番目に長い辺）が20cm以下で、汚損のない空のカン・ビン
	ペットボトル・プラスチックボトル	汚損のない空のペットボトル・プラスチックボトル
	新聞	汚損のない新聞
	雑誌	汚損のない雑誌類
	ダンボール	汚損のないダンボール
	廃食用油	食用油
	使用済小型電子機器等	使用済の小型家電品で対象品目に該当するもの
有害物		人体や生態系に有害な物質を含む可能性のあるもの

以下のごみは、本市では収集・処理を行わず、専門業者や販売店による回収と定めています。

- ・有害性のあるもの
- ・危険性のあるもの
- ・爆発性、発火性又は引火性のあるもの
- ・著しく悪臭を発するもの
- ・特別管理一般廃棄物に該当するもの
- ・家電リサイクル対象品
- ・処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる恐れのあるもの

## 課題

- (イ) 適正処理を確保しつつ、新たな分別手法に対応するなど、3Rを考慮した分別区分を研究する必要がある。
- (ロ) 現状では処理が困難なごみが存在するため、処理ルートを確認する必要がある。

### 2.1.3 処理実績

本市のごみ・資源の処理フローは図 2-2 のとおりです。

一般廃棄物の収集運搬（事業系ごみの収集運搬は許可制度）及び中間処理を本市が実施し、最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。

また、紙類、カン・ビン、ペットボトル等の資源ごみは、リサイクル館かしはらで中間処理を行い、民間の資源化施設へ搬出しています。

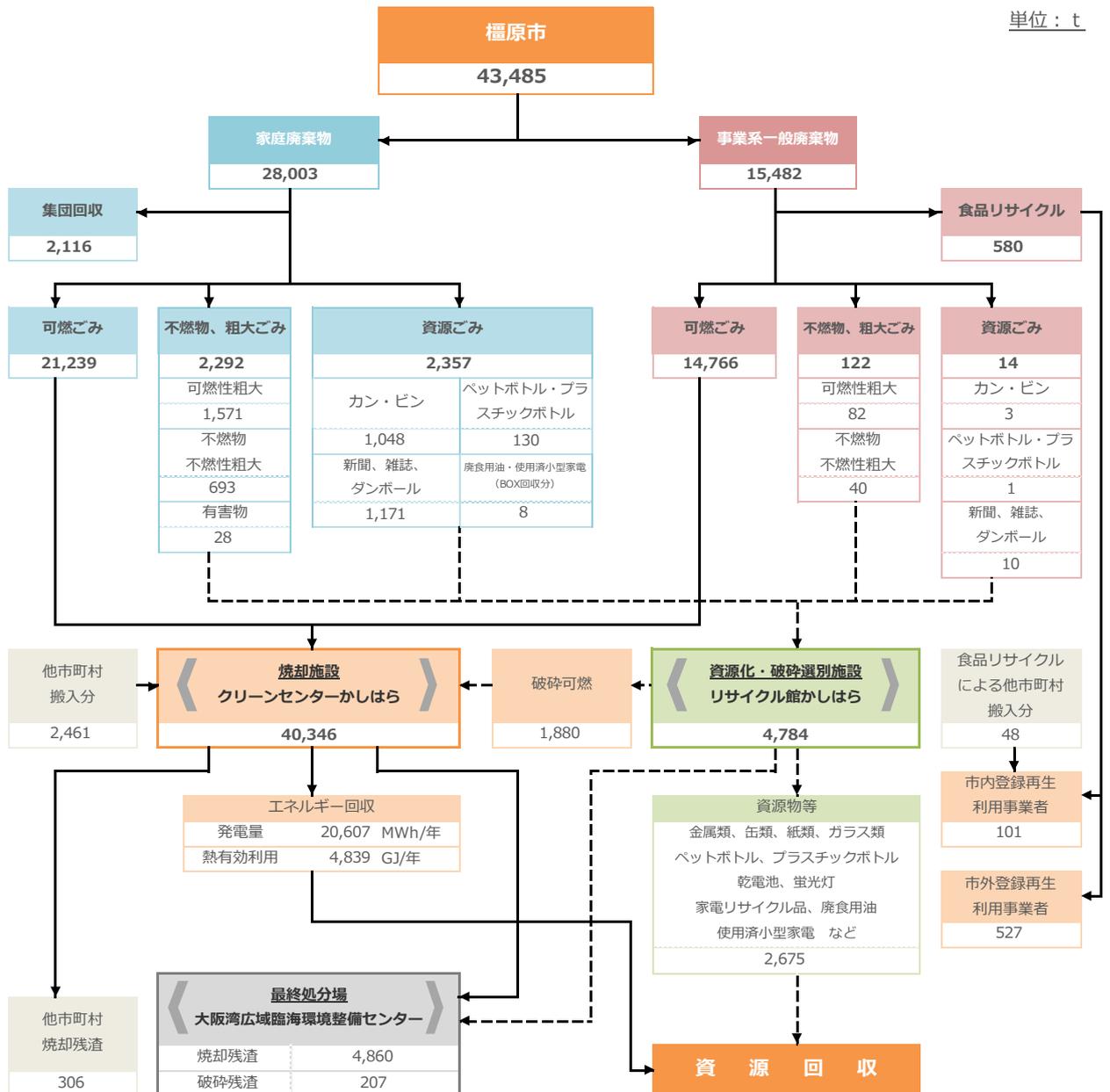


図 2-2 処理フロー (H29 実績)

**(1) 総排出量**

2017（平成 29）年度に本市域内で発生したごみ量（域外での発生量は除く。）は、43,485 トンであり、2007（平成 19）年度から減少傾向が続いています。



図 2-3 総排出量の推移

**(2) 1人1日あたりのごみ排出量**

市民1人1日あたりのごみ排出量（総排出量を人口と日数で除した量）は、2017（平成 29）年度が 971g/人・日でした。



図 2-4 1人1日あたりのごみ排出量の推移

### (3) 資源化率

2017（平成29）年度の資源回収量は、市回収量が2,675トン、集団回収量が2,116トン、食品リサイクル量が580トンの合計5,371トンであり、資源化率は12.4%でした。資源回収量および資源化率ともに減少傾向にあります。資源回収量の大半を、新聞・雑誌・ダンボール等の紙類とカン・ビン類が占めています。



図 2-5 資源化率の推移

(参考) 他自治体との比較

・1人1日あたりの排出量

**橿原市** 971 g/人・日

全国平均 925 g/人・日

奈良県平均 905 g/人・日

類似都市平均 908 g/人・日

・資源化率

**橿原市** 12.4 %

全国平均 20.3 %

奈良県平均 15.2 %

類似都市平均 24.3 %

#### 課題

(イ) 資源回収量が減少傾向にあり、それに伴ってリサイクル率が低迷しているため、資源回収量を増加させる施策を実施する必要がある。

### 2.1.4 ごみの性状

#### (1) ごみ組成

可燃ごみの組成は、紙類の約38%、高分子類の約22%が多くを占めています。

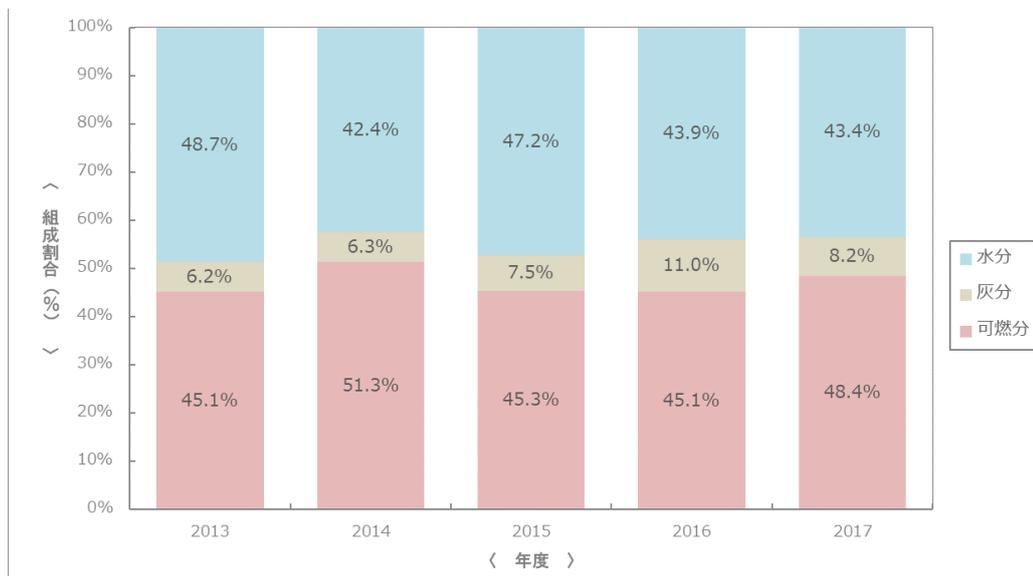


図 2-6 ごみの3成分の推移

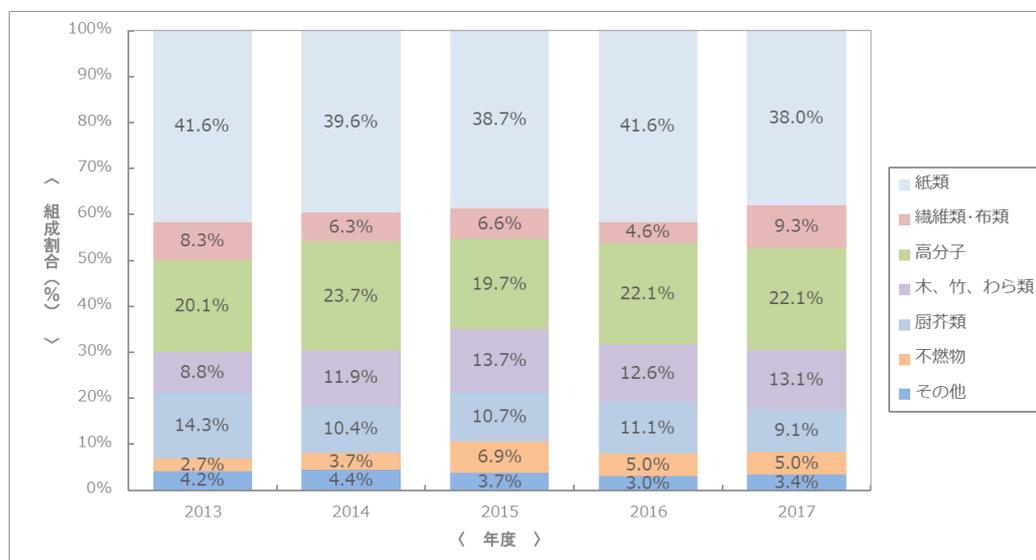


図 2-7 ごみ組成の推移

**課題**

(1) 効率的な資源化のためには、可燃ごみに含まれている割合の多い「紙類」に着目した資源回収及び循環利用に取り組む必要がある。

### 2.1.5 排出抑制・資源化

本市で実施しているごみの排出抑制・資源化に関する主な取組は次のとおりです。

#### (1) 排出抑制・再使用

##### ① 普及啓発

市民・事業者など地域社会を構成する各主体がごみ減量の意識を高め、自主的な取組を促進するために、広報媒体による情報提供や環境学習等を実施しています。

〔主な取組〕

- ・ 広報誌、ホームページへの各種情報の掲載
- ・ 「ごみの分け方・出し方」の各戸配布
- ・ 出前講座の実施
- ・ 処理施設における施設見学の受入
- ・ 環境イベントの開催
- ・ 資源化施設における各種体験教室の開催 など



ごみの分け方・出し方



施設見学



体験教室

##### ② 指定ごみ袋による有料化

本市では、2003（平成 15）年度から家庭系の可燃ごみの指定ごみ袋による有料化を実施しています。

現在の指定ごみ袋の種類は、表 2-4 のとおりです。

表 2-4 指定ごみ袋の種類

種類	大	中	小
容量	45 ℓ	30 ℓ	20 ℓ
販売価格	10 枚入 460 円	10 枚入 310 円	10 枚入 210 円



## ③ 再使用

処理施設へ搬入されたもののうち、再使用が可能な自転車や家具などを展示し、市民に還元しています。

また、家庭で不用になった物品を他の人に譲る「リユース市」を市民と協働で開催するなど、再使用を促進する取組を実施しています。



## ④ 家庭用生ごみ処理機器購入補助制度

家庭の生ごみを減量し有効利用を図っていただくため、生ごみ処理機器やコンポスト容器の購入費用の一部を補助しています。

表 2-5 生ごみ処理機購入件数の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
処理機購入件数（件）	9	17	12	14	8



## ⑤ エコショップ認定制度

2007（平成19）年より、市内において、環境に優しい商品の販売や、ごみの減量化・リサイクル活動に取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定し、広く市民に周知することにより、環境にやさしいライフスタイルを作り上げることを目的とした制度を実施しています。

表 2-6 認定事業者数の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
認定事業者数（社）	7	7	7	7	6



## (2) 資源化

### ① 分別排出

1995（平成7）年2月よりカン・ビン、2001（平成13）年4月よりペットボトル・プラスチックボトル、2003（平成15）年4月より新聞・雑誌・ダンボール、2015（平成27）年2月より使用済小型電子機器等を資源ごみとして分別収集し、現在11種類の分別収集を実施しています。（2.1.2 参照）

### ② 資源回収

#### 〔集団回収〕

1992（平成4）年度より古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、ミルクカートン）、古繊維、アルミ缶の有価物を自主的に集団回収する団体に対して報償金を交付しています。

また、この活動は地域コミュニティの醸成にも寄与するため、市のホームページ等において積極的な情報提供を行い、活動の普及促進を図っています。

表 2-7 集団回収量の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
登録団体数 (団体)	220	225	231	235	238
資源回収量 (t)	2,650	2,706	2,522	2,402	2,116



#### 〔資源化処理〕

収集及び持込まれたごみを、中間処理施設で破碎・選別して有用資源を回収しています。回収した資源の量は、表 2-8 のとおりです。

表 2-8 資源化量の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
資源回収量 (t)	2,860	2,771	2,802	2,650	2,675



## ③ 熱回収（発電・熱供給）

2003（平成15）年よりクリーンセンターかしはらにおいて、ごみの焼却に伴って生じるエネルギーをより有効に利用するため、発電を行っています。また、ボイラーで回収した熱エネルギーの一部を、施設内で利用する他、隣接する檀原市新沢千塚公園拠点施設『シルクの杜』に供給し、化石燃料の使用量の削減に努めています。

表 2-9 熱回収量の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
発電電力量 (MWh)	21,377	21,827	22,110	20,760	20,607
熱供給量 (GJ)	2,493	2,555	2,458	3,827	4,839



## ④ 食品リサイクル

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（1999（平成12）年法律第116号）に基づき、市内で排出される食品廃棄物等の再生利用を促進しています。

表 2-10 食品リサイクル量の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
再生利用量 (t)	434.73	491.83	521.33	601.42	580.23
市内食品リサイクル 収集運搬従事事業者数	1	3	5	5	5

## 課題

(1) 資源化率が低迷する中においては、従来取組の普及促進と併せて、更なる有効な活動が必要である。

## 2.1.6 収集・運搬

## (1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集・運搬システムの概要は、表 2-11 のとおりです。

表 2-11 収集・運搬システムの概要

区分		収集・運搬主体	方式	収集頻度	指定容器等
可燃ごみ		市（直営）	戸別	2回/週	指定ごみ袋
不燃物			ステーション	1回/月	-
粗大ごみ			ステーション	1回/月	-
資源ごみ	カン・ビン	市（委託）	戸別	2回/月	専用ケース
	ペットボトル・プラスチックボトル		ステーション	1回/月	専用ネット
	新聞	市（委託）	戸別	1回/月	-
	雑誌		戸別	1回/月	-
	ダンボール		戸別	1回/月	-
	廃食用油	市（直営）	拠点	6回/年	-
	使用済小型電子機器等		拠点	随時	指定ボックス
有害物		市（直営）	ステーション	1回/月	-

また、身近な方の協力が得られず、高齢、障がい、要介護などの理由により排出場所にごみを出すことが困難な世帯を対象に、玄関先での収集（ふれあい収集）を行っています。概要は、表 2-12 のとおりです。

表 2-12 ふれあい収集の概要

		要件				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援または要介護者等を含む 65 歳以上のみの世帯</li> <li>・身体障害者手帳の交付者のみの世帯</li> <li>・70 歳以上のみの世帯</li> </ul>				
区分		収集・運搬主体	方式	収集頻度	指定容器等	
ふれあい収集	可燃ごみ	市（直営）	玄関先	1回/週	指定ごみ袋	
	不燃物			申込	-	
	粗大ごみ			申込	-	
	資源ごみ			カン・ビン	1回/週	-
				ペットボトル・プラスチックボトル	1回/週	-
				新聞	1回/週	-
				雑誌	1回/週	-
				ダンボール	1回/週	-
	有害物				申込	-

**(2) 事業系ごみ**

事業系ごみについては、排出者自らの責任において適正に処理することを原則としているため、本市による収集は実施していません。市の処理施設へ自己搬入するか、許可業者に処理委託することとしています。

**表 2-13 許可業者の推移**

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
許可業者数 (社)	33	32	32	31	31



許可制度の運用に当たっては、廃棄物処理法に基づき的確な審査を行い、適正に運用しています。また、許可業者に対して、搬入物検査を定期的を実施し、適正処理及び搬入基準の遵守に向けた指導等を実施しています。

**表 2-14 搬入物検査の実施状況**

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
のべ検査件数	32	37	36	32	28
違反件数	9	8	3	2	0

**課題**

- (イ) 高齢化の進展に伴い、家庭からのごみ排出が困難な世帯が増加してきており、これらに対応した収集体制の構築が求められている。
- (ロ) 引越しや遺品整理等に伴う一時多量ごみの収集の在り方について整理する必要がある。

## 2.1.7 中間処理

## (1) 焼却施設

## ① 施設概要

クリーンセンターかしはら（2005（平成17）年3月竣工）では、可燃ごみの焼却処理を行うとともに、焼却余熱で蒸気を発生させ、発電を行い、施設内で使用する電力を賄うほか、シルクの杜に熱供給するなど余剰エネルギーを有効に活用しています。

表 2-15 焼却施設の概要

名称	クリーンセンターかしはら	
所在地	橿原市川西町 1038 番地の 2	
処理能力	85 トン/日 × 3 基（合計 255 トン）	
焼却炉形式	全連続燃焼式	
発電能力	5,000kW（最大）	
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	可燃ごみ	焼却
	破碎残渣（可燃分）	
	動物の死体	
処理主体	市	



## ② 処理状況



図 2-8 焼却処理量の推移

(2) 資源化・破碎選別施設

① 施設概要

リサイクル館かしはら（2001（平成 13）年 2 月竣工）では、資源ごみ、不燃物、有害物及び粗大ごみの中間処理を行っています。また、3R に関する啓発施設を併設しています。

表 2-16 資源化・破碎選別施設の概要

名称	リサイクル館かしはら	
所在地	橿原市東竹田町 1 番地の 1	
処理能力	不燃物・粗大ごみ	34 トン/5 時間
	カン・ビン	11 トン/5 時間
	ペットボトル・プラスチックボトル	2 トン/5 時間
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	不燃物・粗大ごみ	破碎・選別
	カン・ビン	選別・圧縮・保管
	ペットボトル・プラスチックボトル	選別・圧縮・保管
	新聞・雑誌・ダンボール	選別・保管
	有害物	選別・保管
	使用済小型電子機器等	選別・保管
処理主体	市	



② 処理状況

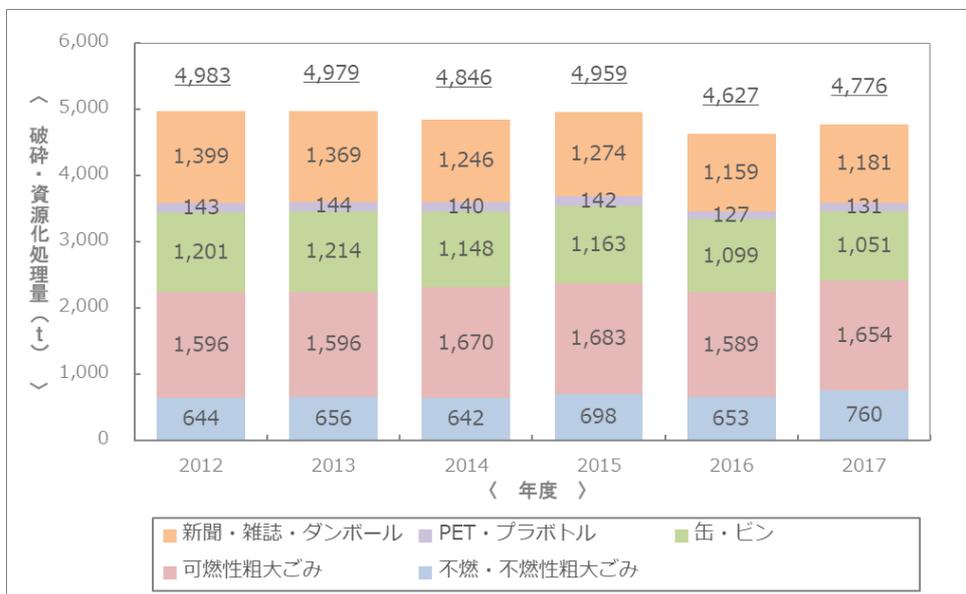


図 2-9 破碎・資源化処理量の推移

課題

- (イ) 適正且つ確実な処理機能を有する処理施設を、継続的且つ安定的に確保する必要がある。
- (ロ) 処理能力の余力分の活用法について検討する必要がある。

## 2.1.8 最終処分

本市には最終処分場がないため、焼却残渣及び資源化できない破碎・選別残渣は、全て大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）に委託処分しています。

## 大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
受入対象区域	近畿2府4県168市町村
埋立処分場	4箇所（尼崎沖・泉大津沖・神戸沖・大阪沖）
搬入基地	9箇所（大阪・堺・泉大津・和歌山・姫路・播磨・神戸・尼崎・津名）

● 埋立処分場の状況（2018年3月末時点） [万m<sup>3</sup>]

処分場	計画量	埋立量	残容量
尼崎沖	1,578	1,547 (98%)	31 (2%)
泉大津沖	3,080	2,947 (96%)	133 (4%)
神戸沖	1,500	1,121 (75%)	379 (25%)
大阪沖	1,398	449 (32%)	949 (68%)

## ① 本市から搬出する最終処分量



図 2-10 最終処分量の推移

## 課題

(1) 適正且つ確実な処理機能を有する最終処分場を、継続的且つ安定的に確保する必要がある。

### 2.1.9 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、近年は1年あたり約21億円前後で推移しており、2017（平成29）年度の決算額は、21億4,900万円となっています。

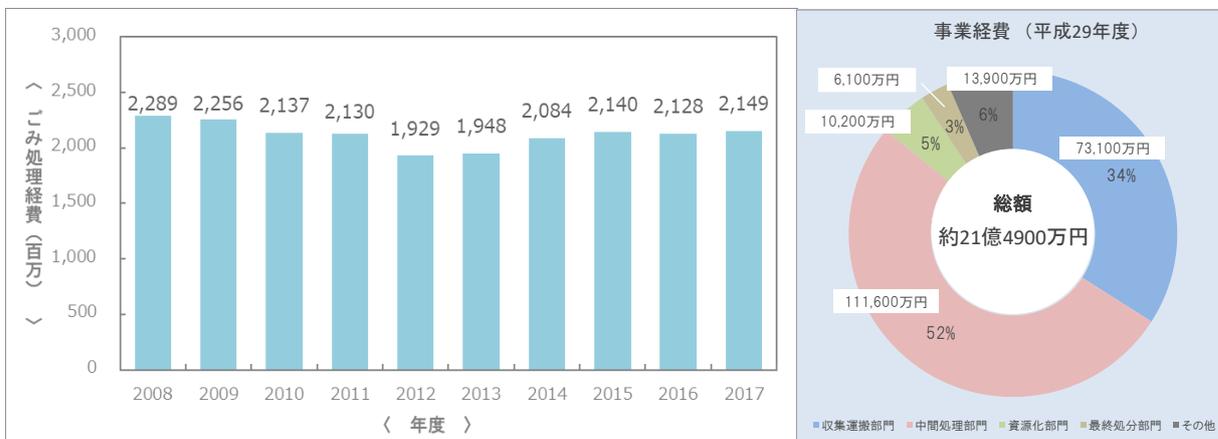


図 2-11 ごみ処理経費の推移

本市のごみ1トンあたりの処理に要する費用は約46,800円であり、全国平均と同水準という状況です。

(参考データ)			
	全国（平均）	奈良県（平均）	橿原市
総ごみ処理経費 [万円]	195,693,855	3,045,362	214,900
処理量 [t]	43,169,649	456,273	45,945
1トンあたりの処理経費 [円]	45,331	66,744	46,773

※ 全国、奈良県は、2016（平成28）年度データ

#### 課題

(イ) ごみ処理事業の継続性を確保しつつ、民間力の活用や処理体系の見直し等を行い、更なる事業効率化が求められる。

### 2.1.10 温室効果ガス排出量

本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値、以下同じ。）は、2017（平成 29）年度で 約 29,050 t-CO<sub>2</sub> です。このうち、廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量は 約 16,802 t-CO<sub>2</sub> で、排出量全体の約 58 % を占めています。

**※ 廃棄物発電による社会全体の温室効果ガス排出量の削減効果**

本市の焼却施設は発電設備を備え、焼却時の熱エネルギーで発電した電力を所内電力として使用すると共に、余剰電力を電気事業者に売却しています。

2017（平成 29）年度は、10,717MWh の電力を売却し、6,996t-CO<sub>2</sub> の温室効果ガス量の削減に寄与しています。

本市では、2018（平成 30）年 3 月に策定した「橿原市地球温暖化対策推進実行計画」において、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 27.4% 削減することを目標に掲げています。

**課題**

(イ) 本市における温室効果ガス排出量の多くが廃棄物の焼却処理に伴うものであり、廃棄物処理に起因する温室効果ガス排出量を削減する必要がある。

### 2.1.11 不法行為等の防止対策

職員による巡回パトロールを実施すると共に、不法投棄看板や資源物の持ち去り厳禁カードの配布などを行っています。

また、関係法令等に基づき、適正処理に向けた検査並びに指導等を実施しています。

**課題**

(イ) 未だ不法投棄や持ち去り行為などの事案が生じていることから、なお一層の防止対策が必要である。

## 2.2 生活排水処理

### 2.2.1 処理体系

現在の処理体系は、図 2-12 のとおりです。

本市の生活排水処理において、生活雑排水とし尿を処理するものとして、公共下水道・合併処理浄化槽があり、し尿のみを処理するものとして、単独処理浄化槽・し尿収集があります。

生活雑排水については、未だ未処理のまま公共用水域へ放流されているところもあります。

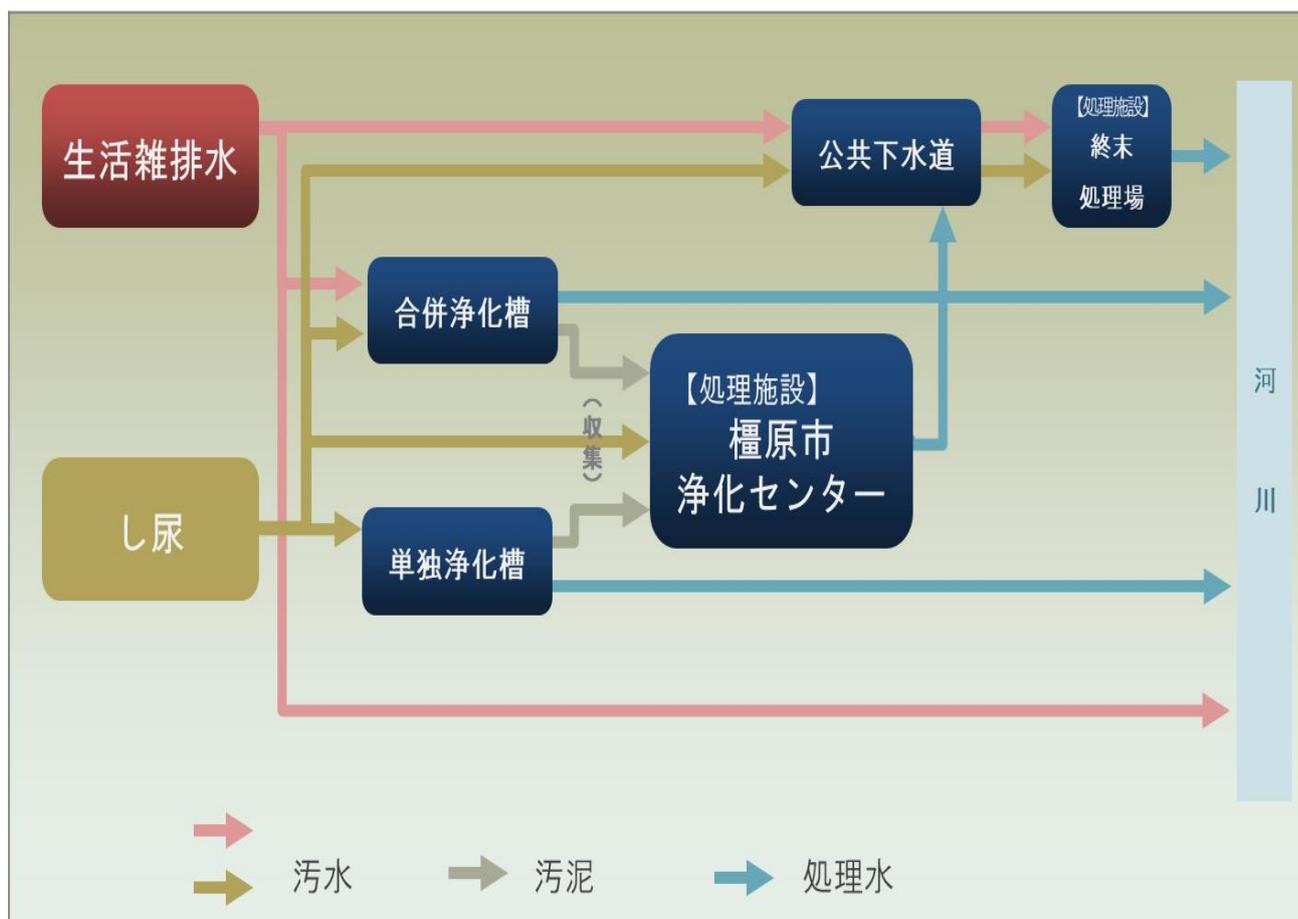


図 2-12 生活排水処理体系

#### 課題

- (イ) 未だ未処理のまま公共用水域へ放流されている生活排水があるため、公共下水道や合併浄化槽の普及を行い、生活排水処理率を上げる必要がある。

## 2.2.2 処理形態別人口

処理形態別人口の推移は、表 2-17 のとおりです。本市の生活排水処理率は、2017（平成 29）年度で 79.1 % に達しており、公共用下水での処理が進んでいます。

表 2-17 処理形態別人口の推移

処理形態	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
1. 計画処理区域内人口 (a)	125,073	124,489	123,842	123,337	122,723
2. 生活雑排水処理人口 (b)	91,918	93,479	94,590	95,720	97,076
① コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
② 合併処理浄化槽	13,216	13,295	13,380	13,499	13,557
③ 下水道	78,702	80,184	81,210	82,221	83,519
④ 農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3. 生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	22,760	21,035	19,981	18,579	16,908
4. し尿収集人口	10,395	9,975	9,271	9,038	8,739
5. 自家処理人口	0	0	0	0	0
6. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (b/a)	73.5%	75.1%	76.4%	77.6%	79.1%

本市では、市全域が公共下水道計画区域（歴史的風土保存地区及び史跡地等の一部を除く。）となっており、現在、公共下水道の整備を遂行し、2017（平成 29）年度における生活排水処理率<sup>※</sup>は、79.1 % となっています。

$$\text{生活排水処理率} = \text{生活雑排水処理人口} / \text{計画処理区域内人口}$$

## 課題

(イ) 生活雑排水処理人口は上昇傾向にあり、今後もこの状況を維持する必要がある。

## 2.2.3 処理施設等

## (1) し尿処理施設

## ① 施設概要

橿原市浄化センター（2007（平成19）年3月竣工）では、し尿と浄化槽汚泥を処理しています。2017（平成29）年6月から、処理水を河川放流から下水道放流に切り替えて運用しています。

表 2-18 処理施設の概要

名称	橿原市浄化センター	
所在地	橿原市東竹田町 148-1	
処理能力	96 kL/日 (し尿 30kL/日、浄化槽汚泥 66kL/日)	
処理方式	前処理 + 生物処理	
処理主体	市	

## ② 処理状況

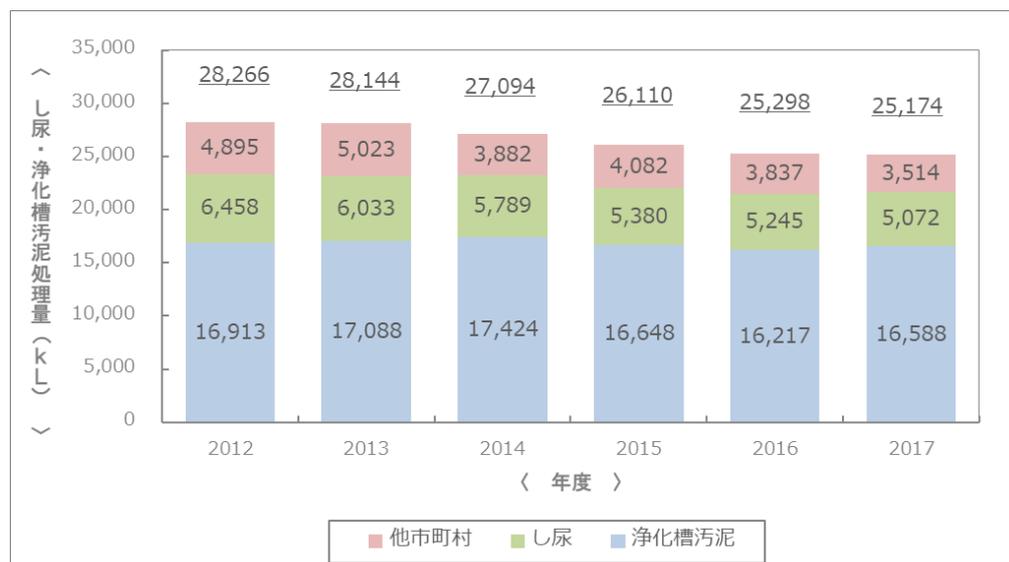


図 2-13 し尿収集量及び浄化槽汚泥量の推移

## ③ 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可制度を運用しています。

表 2-19 許可業者の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
許可業者数 (社)	3	3	3	3	3

**(2) 浄化槽設置状況**

浄化槽の設置基数の推移は表 2-20 のとおりです。合併処理浄化槽が増加傾向にあるものの、単独浄化槽の減少により設置基数はやや減少傾向にあります。

**表 2-20 浄化槽設置基数の推移**

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
合併浄化槽	3,960	3,982	4,034	4,104	4,196
単独浄化槽	6,819	6,302	6,024	5,648	5,235
合計	10,779	10,284	10,058	9,752	9,431

**(3) 公共下水道の普及状況**

本市の下水道事業は 1969（昭和 44）年の供用開始以来、市民生活の向上や環境保全に貢献してきましたが、下水道普及率は 2017（平成 29）年度末時点で 77.8% であり、今後も汚水処理の未普及地区の解消に向けて、公共下水道施設の計画的な整備を進める必要があります。

**表 2-21 下水道普及率の推移**

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
公共下水道事業計画区域 [ha]	1,801.5	1,802	1,802	1,802	1,802
処理区域面積 [ha]	1,062	1,237	1,281	1,298	1,313
処理区域計画人口	90,546	92,581	93,731	94,603	95,449
総人口	125,073	124,489	123,842	123,337	122,723
普及率	72.4	74.4	75.7	76.7	77.8
水洗化戸数	37,790	38,763	39,495	40,262	40,916

**課題**

- (イ) し尿処理を安定して行うために、し尿処理施設の長期的な安定稼働を確保する必要がある。
- (ロ) 汚水処理の未普及地区に対し、公共下水道、合併浄化槽の普及を進めることで、公共用水域における更なる水質改善に取り組む必要がある。

### 2.2.4 公共用水域の水質の状況

本市の河川が流入する大和川は、高度成長期にはその水質が劣悪な状況を呈していましたが、流域の関係機関や流域住民の努力により、近年は環境基準レベルを下回り、天然鮎の遡上が確認されるほどまでに改善しています。

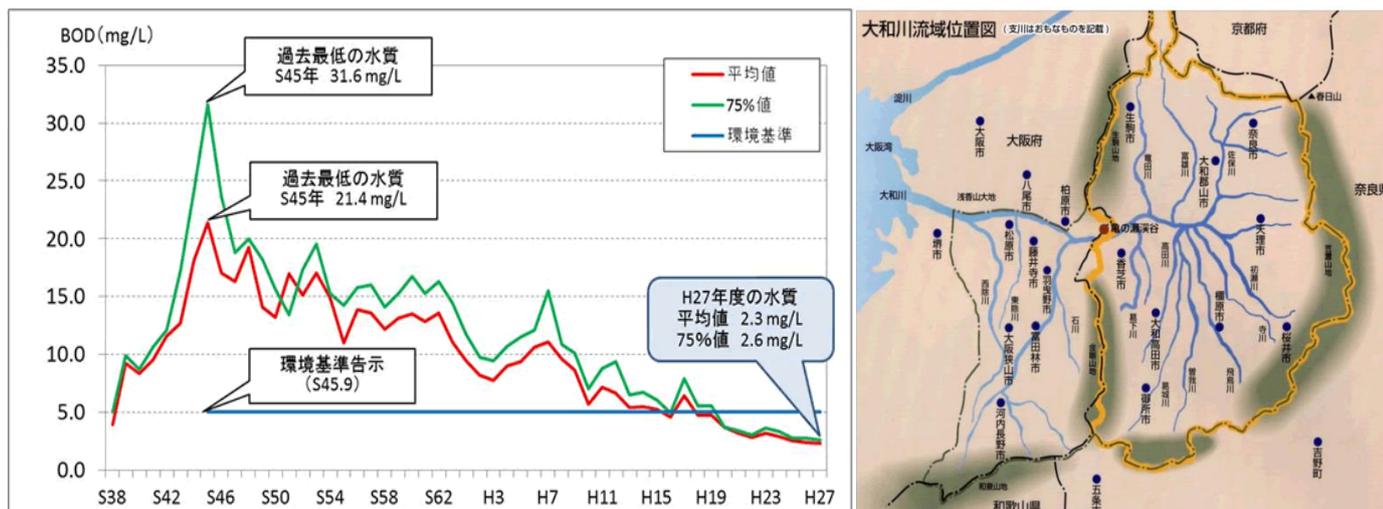


図 2-14 大和川の水質 (BOD 値) の推移

〔本市の主な取組〕

#### ① 廃食用油の回収・リサイクル

市役所や地区公民館において、家庭で使用した廃食用油を回収しリサイクルを行うことで、河川への負荷低減と、市民の水質保全意識の高揚に努めています。

#### ② 水質改善強化月間の取組

河川水質が悪化する2月を水質改善強化月間とし、毎年2月に台所での水質改善や浄化槽の適正な維持管理、公共下水道への早期接続等を市広報誌に掲載して啓発しています。また、関係課と合同で、近鉄大和八木駅前において啓発チラシ等を配布する街頭キャンペーンを実施しています。

#### ③ 環境教育の実施

市内の小学4年生の児童を対象に、生活排水対策に関する出前授業を実施しています。水の大切さや河川汚濁及びその対策についての講義と、パックテストを用いて河川水質の簡易検査の実験を行い、水環境への啓発に努めています。

#### ④ 関係機関との協働

飛鳥川の流域 5 市町村で構成する「飛鳥川流域生活排水対策推進会議」では、流域のパトロールや生活排水対策の啓発事業を実施しています。また、NPO、ボランティア団体、企業及び行政で構成する「橿原市地球温暖化対策地域協議会」が主催する環境イベント “ エコフェスタ in まほろば ” の開催時には、生活排水対策の啓発を併せて実施しています。

#### ⑤ 水質検査

市内 15 地点の河川水を定期的に採水し、水質検査を実施することで現状を把握するとともに、「環境の概要」として結果を取りまとめて広く公表しています。

本市と公害防止協定を締結する工場からの排水の水質検査結果を確認し、公共用水域の水質が悪化しないように必要な指導等を行っています。

また、飛鳥川流域生活排水対策推進会議では、飛鳥川に流入する支川の水質検査を水質が悪化する 2 月に実施しています。

#### ⑥ 河川清掃の実施

奈良県・大阪府の大和川流域の市町村では、毎年 3 月に住民や自治会等の協力のもとで “大和川一斉河川清掃” が実施されており、本市もボランティア袋の配布や回収した廃棄物の収集・処理を行うなど、積極的に参画しています。

また、市民による主体的な河川の清掃により河川維持管理活動を推進し、良好な河川空間の維持に対する市民の意識向上に資するため、河川の清掃活動を行う市内自治会等の地域住民団体に対して報償金を交付しています。

#### 課題

(イ) 大和川の水質は近年、環境基準を下回るまでに改善しましたが、全国の一級河川の中では未だ下位にあり、その汚れの原因の約 70% は生活排水であることから、市民の更なる環境意識の向上と下水道への接続を促す必要がある。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 3.1 基本理念

- 廃棄物の減量化と適正処理

～天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ないまち～

- 環境保全活動の推進

～快適な環境が保全され、低炭素社会が創出されているまち～

本市は、2013（平成25）年4月に策定した「橿原市第三次総合計画（後期基本計画）」において、目指す将来像を「歴史・文化と人がつくる交流都市」と定め、廃棄物処理分野では、「持続可能な環境をつくるまち」の実現に向けて、「廃棄物の減量化と適正処理」及び「環境保全活動の推進」に取り組んでいます。

本計画においても、上位計画が指し示す方向性を維持しつつも、更なる効果の拡大を目指して従来施策の見直しや強化、新規施策の導入などを図り、市民・事業者・市の協働のもとで持続可能な環境をつくるまちの実現を目指すこととします。

## 3.2 基本方針

### 基本方針 1

### 排出抑制及び再使用を優先した 3R の推進

循環型社会の形成に向けて、国が 2013（平成 25）年度に策定した「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、3R の中でも排出抑制・再使用の取組が最優先課題として挙げられています。

このような状況から、日常生活や事業活動など社会経済のあらゆる場面で、排出抑制・再使用の取組を優先的に組み込みながら、3R を推進していくこととします。

### 基本方針 2

### 有用資源の回収強化及び循環利用の促進

3R の 1 つであるリサイクルは、廃棄物を可能な限り資源として再生利用し、天然資源の消費を減らすことが目的です。

市民は、廃棄物を適切に分別して資源を有効利用しやすい形で排出し、事業者は、自己処理責任に則った資源の利活用を推進することとします。また、市は、資源を効率的にリサイクルできるよう、市民や事業者へ情報提供を行うなどの配慮を行います。

市における資源化率を更に向上させるために、市民・事業者・市のこれらの取り組みを一層強化し、リサイクルの推進を行います。

### 基本方針 3

### 効率的で適正な処理システムの構築

市町村は、その区域内における一般廃棄物について、適正な処理に必要な措置を講ずるように努め、生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないとされており、3R を推進した上で、それでも排出されてしまうごみについては、市が責任を持って適正処理を行います。

また、廃棄物処理は、市民や事業者にとって非常に身近なものであり、地域等による排出特性や高齢者・障がい者世帯などにも考慮したきめ細かい施策を展開するとともに、これまで以上に市民・事業者の安全・安心を確保し、適切で効率的な収集・運搬・処理を行います。

### 3.3 数値目標

#### 3.3.1 数値目標の項目

本計画では、計画の全容を可能な限り網羅し、市民・事業者・市にとってわかりやすく且つ取組の達成状況を把握しやすい指標として、以下の4項目の数値目標を設定します。

これら4項目が示す計画範囲及び基本方針との関係を図3-1に示します。

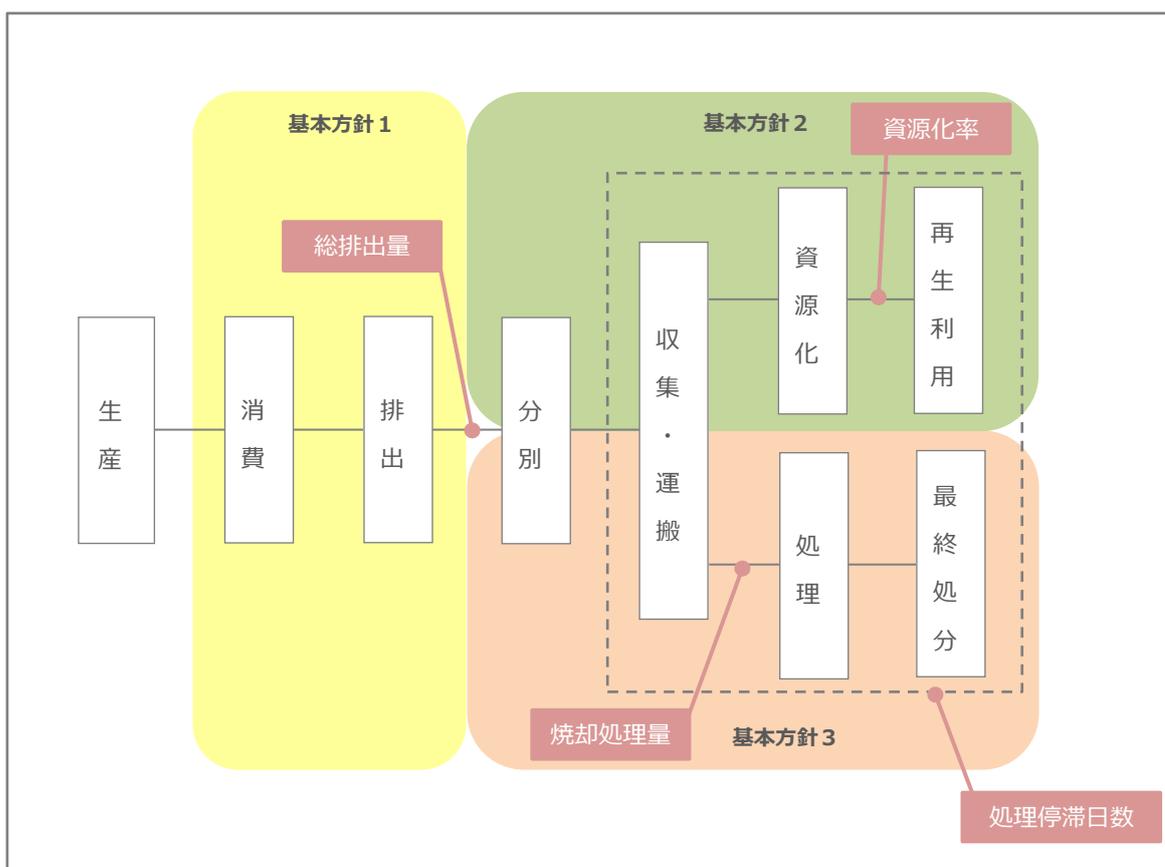
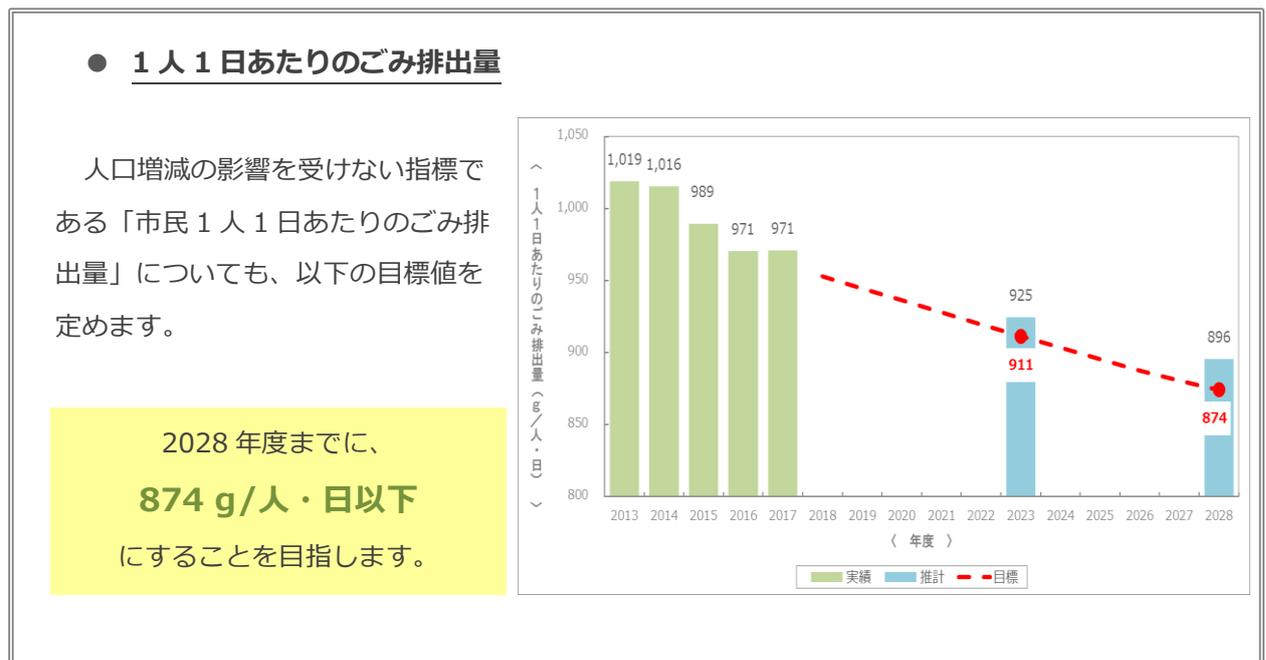
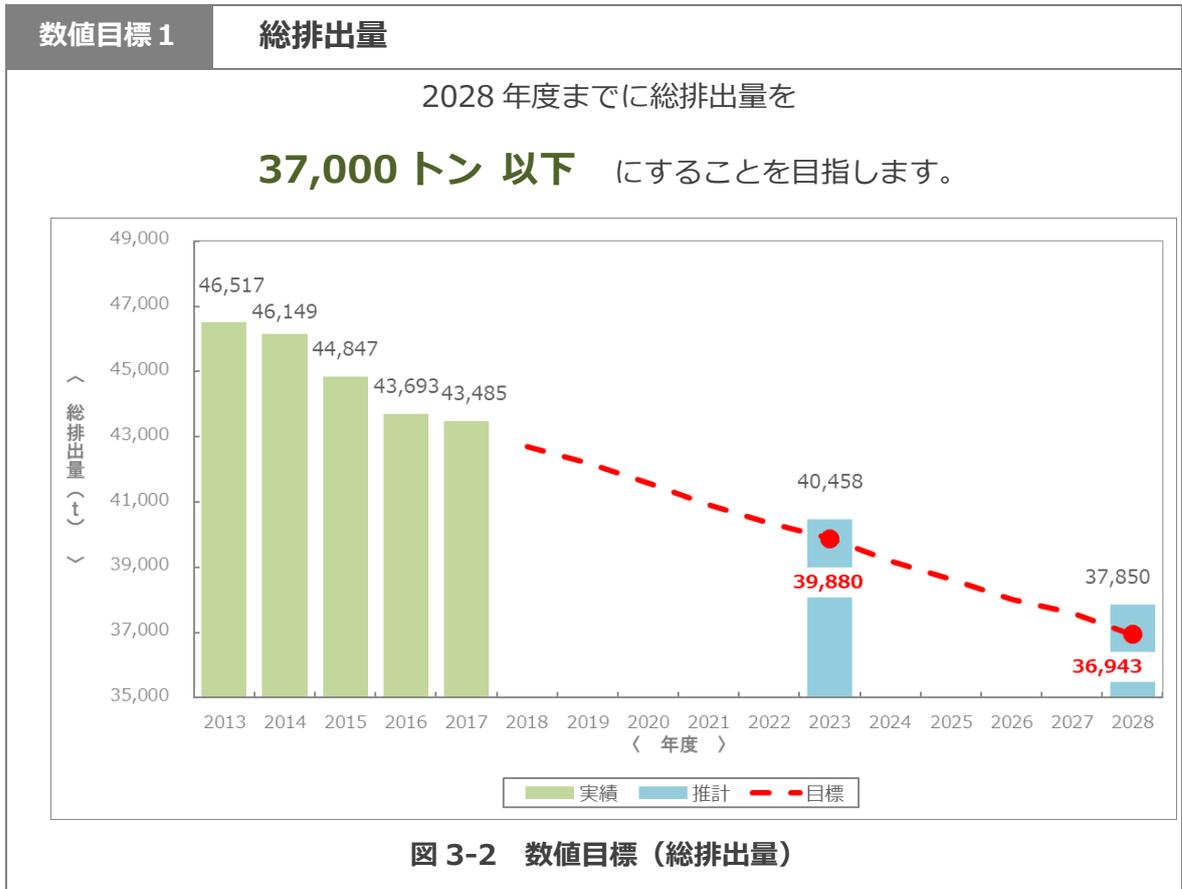


図3-1 計画範囲と数値目標の項目

3.3.2 数値目標



数値目標 2

資源化率

2028年度までに資源化率を

**15%以上** にすることを目指します。



図 3-3 数値目標（資源化率）

※ 資源化率の考え方

資源回収量を総排出量で除した割合（%）を指します。

本計画において資源回収量は、市が収集・処理し資源化した量に加え、集団回収により回収された資源物量、民間事業者により実施された食品リサイクル量を合計したものとします。

$$〔資源化率〕 = \frac{〔市再資源化量〕 + 〔集団回収量〕 + 〔食品リサイクル量〕}{〔総排出量〕}$$

数値目標 3

焼却処理量

2028年度までに焼却処理量（本市由来分）を

**32,000トン以下** にすることを目指します。

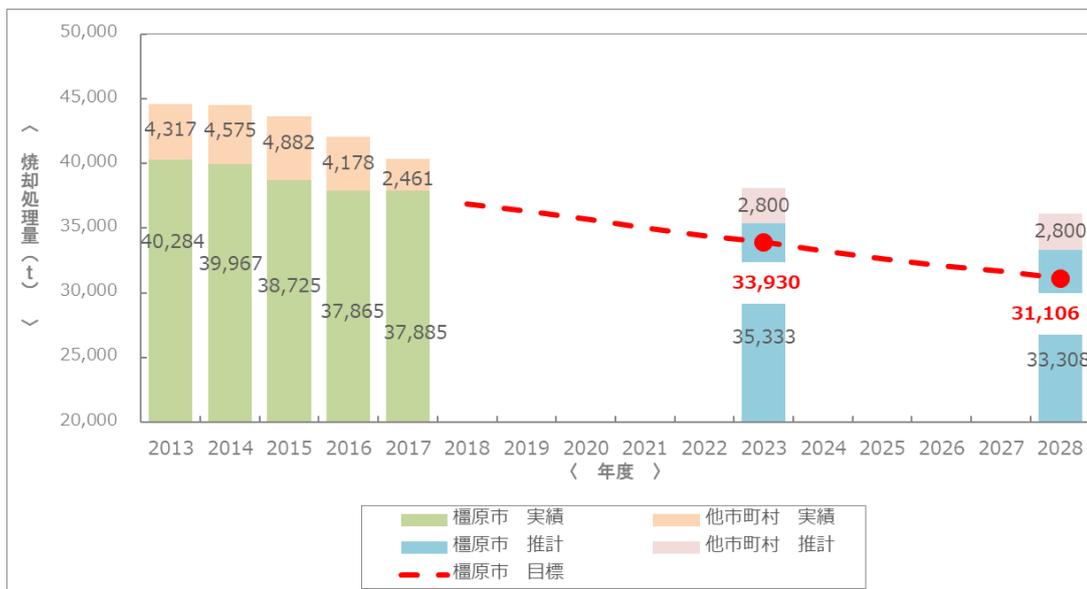


図 3-4 数値目標（焼却処理量）

数値目標 4

処理停滞日数

処理停滞日数を **0日** に維持することを目指します。

※ 処理停滞日数の考え方

廃棄物の処理が滞った結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況に至った日数を指します。

廃棄物処理の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を達成するためには、市内で発生した廃棄物の処理を滞らせることなく適正に処理し続ける必要があるため、目標は0日としています。

## 3.4 ごみ処理体制

### 3.4.1 ごみの区分と処理主体

#### (1) 分別区分

分別区分は表 3-1 のとおりとしますが、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、見直しを行います。

表 3-1 分別区分

区分		性状
可燃ごみ		指定ごみ袋（大）に入る大きさを、可燃性のもの
不燃物		指定ごみ袋（大）に入る大きさを、固体の不燃性のもの
粗大ごみ		指定ごみ袋（大）に入らない大きさを、固体のもの
資源ごみ	カン・ビン	第二長辺（2番目に長い辺）が20cm以下で、汚損のない空のカン・ビン
	ペットボトル・プラスチックボトル	汚損のない空のペットボトル・プラスチックボトル
	新聞	汚損のない新聞
	雑誌類	汚損のない雑誌類
	ダンボール	汚損のないダンボール
	廃食用油	食用油
	使用済小型電子機器等	使用済の小型家電品で対象品目に該当するもの
有害物		人体や生態系に有害な物質を含む可能性のあるもの

以下のごみは、本市では収集・処理を行わず、専門業者や販売店等と連携しながら、適正な回収・処理ルートを確立します。

- ・有害性のあるもの
- ・危険性のあるもの
- ・爆発性、発火性又は引火性のあるもの
- ・著しく悪臭を発するもの
- ・特別管理一般廃棄物に該当するもの
- ・家電リサイクル対象品
- ・処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる恐れのあるもの

**(2) 処理主体**

処理主体は、表 3-2 のとおりとしますが、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は見直しを行います。

なお、本市が処理を他に委託する場合であっても、処理基準に基づき適正処理を確保します。

**表 3-2 収集・運搬、中間処理、最終処分**

区分		収集・運搬※	中間処理	最終処分
可燃ごみ		市 (直営)	市 (直営)	市 (委託)
不燃物				
粗大ごみ				
資源ごみ	カン・ビン	市 (委託)	市 (直営)	市 (委託)
	ペットボトル・プラスチックボトル			
	新聞			
	雑誌類			
	ダンボール			
	廃食用油			
	使用済小型電子機器等			
有害物		市 (直営)		

※ 事業系ごみの収集・運搬主体については排出者とします。

**(3) その他**

法令等により特別の定めがある品目は、その方法により適正に処理することとします。

### 3.4.2 処理フロー（将来）

将来の処理フローは、図3-5のとおりとします。

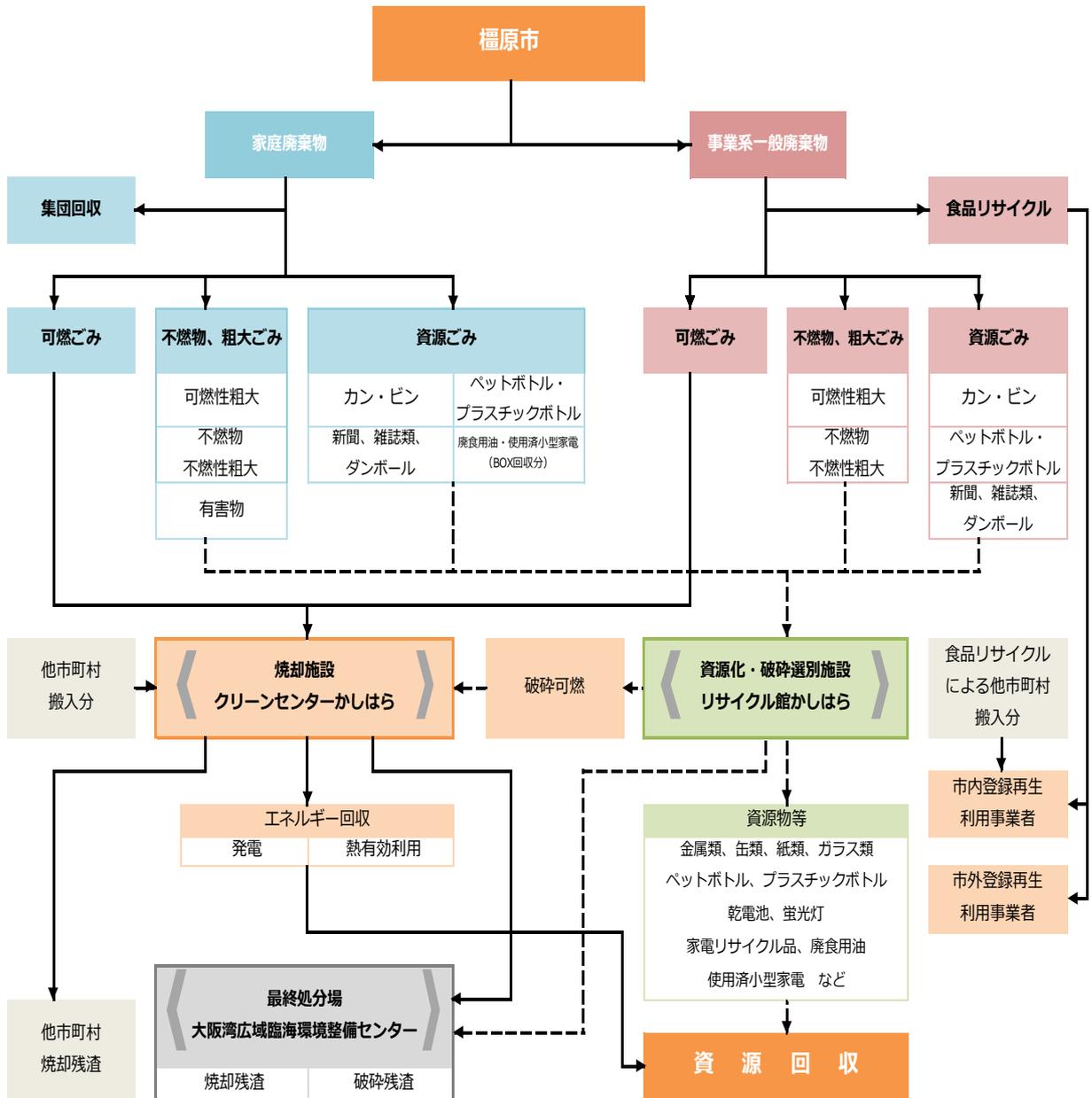


図3-5 処理フロー（将来）

### 3.4.3 収集・運搬

#### (1) 目標

適正な収集・運搬体制を確立し、分類排出されたごみを速やかに且つ安全に、また生活環境保全上支障がないよう収集します。

また、現行の戸別収集を継続しながら、多様な市民ニーズ<sup>※</sup>に対応する収集サービスの導入を進めます。

#### 〔多様な市民ニーズ〕

- ・家庭からのごみの排出が困難な方への対応
- ・引越ごみ、整理ごみ等の一時に多量に排出される家庭系ごみへの対応 など

#### (2) 収集区域の範囲

本市全域を対象とします。

#### (3) 収集・運搬の方法

##### ① 家庭系ごみ

11種類の分別収集を継続し、社会環境の変化に応じて適宜見直しを行います。

収集・運搬の方法は表3-3のとおりとします。

表3-3 収集・運搬の方法

区分		収集・運搬主体	方式	収集頻度	指定容器等
可燃ごみ		市 (直営)	戸別	2回/週	指定ごみ袋
不燃物			ステーション	1回/月	-
粗大ごみ			ステーション	1回/月	-
資源ごみ	カン・ビン	市 (委託)	戸別	2回/月	専用ケース
	ペットボトル・プラスチックボトル		ステーション	1回/月	専用ネット
	新聞	市 (委託)	戸別	1回/月	-
	雑誌類		戸別	1回/月	-
	ダンボール		戸別	1回/月	-
	廃食用油		拠点	6回/年	-
	使用済小型電子機器等	市 (直営)	拠点	随時	指定ボックス
有害物		市 (直営)	ステーション	1回/月	-

● **〔ふれあい収集〕**

身近な方の協力が得られず、高齢、障がい、要介護などの理由により排出場所にごみを出すことが困難な世帯を対象に実施している「ふれあい収集」を引き続き実施することとしますが、検討を進めている「リクエスト収集<sup>※</sup>」の導入状況に応じて、必要な見直しを行うこととします。

〔リクエスト収集〕

- ・家庭からのごみ排出が困難な方が、電話等により収集サービスを申し込む

表 3-4 ふれあい収集

		要件				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援または要介護者等を含む 65 歳以上のみの世帯</li> <li>・身体障害者手帳の交付者のみの世帯</li> <li>・70 歳以上のみの世帯</li> </ul>				
		区分	収集・運搬主体	方式	収集頻度	指定容器等
ふれあい収集	資源ごみ	可燃ごみ	市 (直営)	玄関先	1 回/週	指定ごみ袋
		不燃物			申込	-
		粗大ごみ			申込	-
		カン・ビン			1 回/週	-
		ペットボトル・プラスチックボトル			1 回/週	-
		新聞			1 回/週	-
		雑誌類			1 回/週	-
		ダンボール			1 回/週	-
		有害物			申込	-

② **事業系ごみ**

事業系ごみについては、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、本市による収集は実施しません。市の処理施設へ自己搬入するか、許可業者に処理委託することとします。

許可制度の運用に当たっては、廃棄物処理法に基づき的確な審査を行い、適正に運用します。

## 3.4.4 中間処理

## (1) 目標

既存処理施設の計画的な保全により、将来のごみ量に対応できる処理機能を安定的に確保した上で、有用資源の回収及び循環利用を図りつつ、域内で生じる廃棄物を適正に処理します。

## (2) 処理の方法

分別排出されたごみを、本市が所有する焼却施設（クリーンセンターかしはら）及び資源化・破碎選別施設（リサイクル館かしはら）にて適正に処理します。

## 【焼却施設】

名称	クリーンセンターかしはら	
所在地	橿原市川西町 1038 番地の 2	
処理能力	85 トン/日 × 3 基（合計 255 トン）	
焼却炉形式	全連続燃焼式	
発電能力	5,000kW（最大）	
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	可燃ごみ	焼却
	破碎残渣（可燃分）	
	動物の死体	
処理主体	市	

● 計画稼働期間

2037 年度まで(35 年間)

## 【資源化・破碎選別施設】

名称	リサイクル館かしはら	
所在地	橿原市東竹田町 1 番地の 1	
処理能力	不燃物・粗大ごみ	34 トン/5 時間
	カン・ビン	11 トン/5 時間
	ペットボトル・プラスチックボトル	2 トン/5 時間
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	不燃物・粗大ごみ	破碎・選別
	カン・ビン	選別・圧縮・保管
	ペットボトル・プラスチックボトル	選別・圧縮・保管
	新聞・雑誌類・ダンボール	選別・保管
	有害物	選別・保管
	使用済小型電子機器等	選別・保管
処理主体	市	

● 計画稼働期間

2037 年度まで(37 年間)

### (3) 施設管理

#### ① 計画的な整備

施設の点検整備を計画的に行い、適正且つ安定した処理機能を確保します。

両処理施設において 2014（平成 26）年度から導入している長期包括運営委託事業のモニタリングを確実に実施し、安定的且つ持続的な施設運営に努めます。また、現契約が終了する 2023 年度以降の施設運営の在り方について、十分に検討を重ね計画的な事業実施に努めます。

#### ② 安全で衛生的な環境の確保

処理施設の運営にあたっては、廃棄物処理法で規定された生活環境を保全するための技術上の基準を遵守し、安全且つ衛生的な環境を確保します。また、定期的に処理施設周辺の環境調査等を実施し、地域の生活環境への適正な配慮を講じると共に、その結果を広く公表します。

#### ③ 広域支援体制の確立

本市は、近隣自治体の要請に応じて、処理能力の余剰範囲内で処理支援を行うなど、県内中南和地域の廃棄物処理を牽引するとともに、中心的な役割を担っています。今後も、これまで同様に適正な施設管理を行い、この使命を果たします。

また、ごみの排出抑制や人口減少に伴い処理の対象とする廃棄物量の減少が予想されることから、処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減などを見据え、広域処理についての検討を進めます。

### 3.4.5 最終処分

#### (1) 目標

最終処分量の削減を図り、最終処分場のできる限りの延命化に努めます。

#### (2) 処理の方法

引き続き、大阪湾広域臨海環境整備センターに処分委託します。

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
受入対象区域	近畿2府4県168市町村
埋立処分場	4箇所（尼崎沖・泉大津沖・神戸沖・大阪沖）
搬入基地	9箇所（大阪・堺・堺大津・和歌山・姫路・播磨・神戸・尼崎・津名）

#### 【橿原市の廃棄物を搬入する基地及び埋立処分場】

搬入基地	埋立処分場
<p>堺基地 (堺市西区築港新町4丁4番)</p> 	<p>大阪沖埋立処分場 (大阪市此花区北港緑地先)</p> 

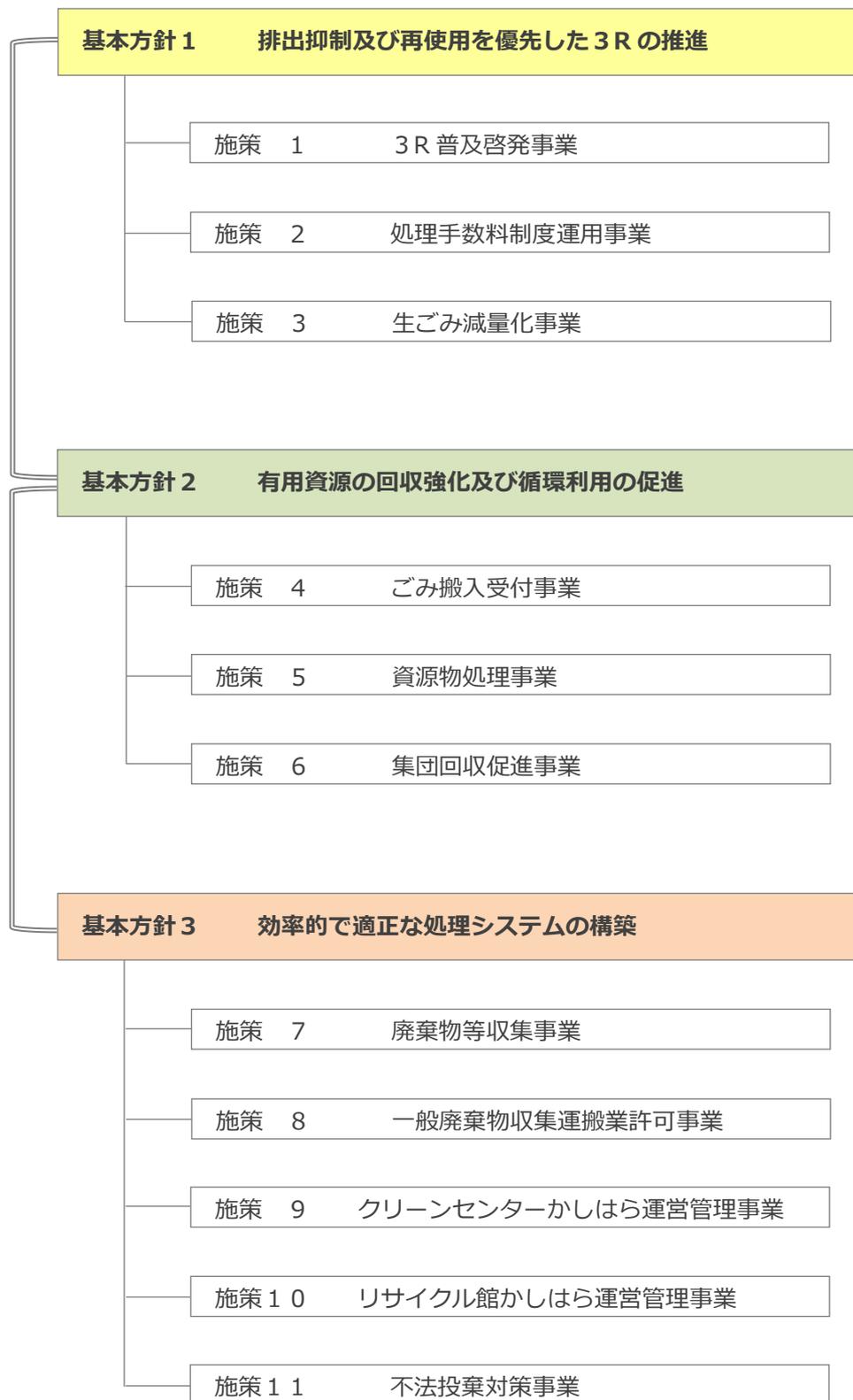
● 計画受入期間  
2032年度まで

#### (3) 埋立処分の対象物

- 焼却残渣 … 焼却施設からの焼却灰及びばいじん処理物
- 破碎残渣 … 資源化施設の破碎・選別後の残渣

## 3.5 具体施策

### 3.5.1 施策体系



## 3.5.2 排出抑制及び再使用を優先した 3R の推進

## 施策 1

## 3R 普及啓発事業

< 主な内容 >

**(1) 啓発活動**

- 広報やホームページ、パンフレット、啓発 DVD 等を活用し、ごみの排出方法に加え、3R 行動の促進や意識改革に資する情報を広く提供します。
  - ごみ減量・リサイクル、地球温暖化防止に関する標語やポスターを募集し、入選作品については市の処理施設や各種の環境イベント会場等で展示することにより、広く市民の意識高揚を図ります。
- 拡充) ● 3R に関する有用な情報を適切なタイミングで市民に提供できるよう、ホームページやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。

**(2) 環境教育**

- 処理施設の見学受入れや出前講座を実施し、市民の自主的な環境教育への取組を積極的に支援します。
- 再使用を目的に、廃棄されたものの中で使用可能な家具・自転車などを再生修理し、展示・還元することにより、また、搬入される雑誌の中でとりわけ新しい書籍、古着・食器等を還元するイベントを開催して 2R (リデュース・リユース) の意識向上を図ります。
- 不用品を使った工房教室などを開催し、モノの大切さ等について学ぶ機会を提供します。

**(3) エコショップ認定制度等**

- 環境にやさしい商品の販売や、ごみの減量化・リサイクル活動に取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定し、広く市民に周知することにより、環境にやさしいライフスタイルを作り上げます。
- 拡充) ● レジ袋削減の協定締結など、市内のスーパーや小売店舗等によるレジ袋辞退者へのポイント付与制度やレジ袋有料化等の取組を推進し、全市的なレジ袋削減の推進を図ります。

**(4) 調査・研究**

- ごみの減量やリサイクルを生活習慣として定着させるとともに、循環型社会についての理解を深めるため、施設見学、啓発イベント、工房教室などの内容について、継続的に調査・研究を行います。

## 施策2

## 処理手数料制度運用事業

< 主な内容 >

**(1) 処理手数料**

- ごみの減量を主な目的として、引き続きごみ処理費用の一部を排出者に負担いただきます。
- 手数料の金額と対象については、処理経費の増減、法改正への対応、近隣自治体の動向などを総合的に勘案した上で適正に設定します。

**(2) 指定ごみ袋の供給**

- 家庭系の可燃ごみに係る処理手数料は、引き続き、有料の指定ごみ袋制度を運用することとし、指定ごみ袋の供給が滞ることのないよう、製作・配送等の業務を行います。

**(3) 調査・研究**

- ごみ処理手数料については、減量化・資源化の状況や近隣自治体の動向を勘案しながら、金額や対象品目の妥当性及び見直しの必要性を継続的に調査します。

## 施策3

## 生ごみ減量化事業

< 主な内容 >

**(1) 普及啓発**

- 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の趣旨や内容の普及啓発に努め、食品関連事業者等の自主的・主体的な取組を促進し、事業所から排出される生ごみの減量を進めます。
- 拡充) ● 水切り等の減量化に関する手法や堆肥化等の資源化に関する情報を様々な媒体を通して発信するとともに、生ごみの「3 切り運動」（食材の「使い切り」、料理の「食べ切り」、排出時の「水切り」）を推進します。
- 拡充) ● 食品関連事業者など生ごみの組成割合が多い業者に対し、個別の啓発・指導を実施することにより、生ごみの発生抑制とリサイクルルートへの誘導を図ります。
- 拡充) ● 「食べ切りの日」などのイベントを実施するとともに、食べ切りレシピやアイデア・標語を募集して市のホームページに掲載します。
- 拡充) ● 公立小中学校などの本市関連施設においても、生ごみの減量・リサイクルに取り組めます。

**(2) 家庭用生ごみ処理機購入補助制度**

- 家庭から出る生ごみの発生を抑制し、ごみの減量化を図り、堆肥化し資源として活用することを目的に、家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費を助成します。

**(3) 調査・研究**

- 拡充) ● 本市における食品関連事業者の生ごみリサイクルの実態把握に努めるとともに、リサイクルの促進に向けた調査・研究を進めます。
- 拡充) ● 外食における食べ残しを削減することにより、飲食店等における生ごみの発生抑制を図るため、飲食店等における「食べ切り」の促進策について調査・研究します。

## 3.5.3 有用資源の回収強化及び循環利用の促進

施策4	ごみ搬入受付事業
<p>&lt; 主な内容 &gt;</p>	
<p><b>(1) 資源回収の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ搬入時に、計量にて内容物等を確認し、必要に応じて分別方法や持ち込み方法等について搬入者に案内・指導を行います。</li> </ul> <p>拡充) ● ごみ組成の中で大きな割合を占める紙ごみについて、リサイクルルートの構築及び当該ルートへの誘導を図ります。</p> <p>拡充) ● 事業系ごみ収集の担い手である一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し、排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進の働きかけを行います。</p> <p><b>(2) 適正処理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ搬入時に、計量にて内容物等を確認し、必要に応じて適正処理方法について搬入者に案内・指導を行います。</li> <li>● 適宜、搬入物検査を実施し、法令や処理計画に違反したごみが搬入されていないか確認します。搬入不適物がある場合は、収集業者に排出状況等の確認や指導を行うとともに、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法について指導を行います。</li> <li>● 適宜、事業所への立入検査等を実施し、処理状況の確認を行うとともに、必要に応じて適正処理方法について指導を行います。</li> </ul> <p><b>(3) 処理手数料の徴収</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理施設へのごみ搬入の際に、ごみ種別と搬入量に応じて手数料を徴収します。</li> </ul>	

## 施策5

## 資源物処理事業

< 主な内容 >

**(1) 資源回収の促進**

- 分別区分に応じて搬入された不燃ごみ及び資源物は、市の処理施設において選別・圧縮・梱包などの前処理を行い、十分な品質を確保した上で、リサイクル業者に引き渡します。
- 資源物を引き渡す業者及び価格の決定にあたっては、一般競争入札（事後審査型）などを用いるなど、適正なリサイクルルートと財源の確保に努めます。
- 拡充) ● 市の処理施設において、作業員が手作業で選別するピックアップ回収を積極的に実施し、有用資源の回収強化を図ります。
- 拡充) ● 2014年度から実施している使用済小型家電ボックス回収等の成果を検証し、民間事業者が実施している独自回収との連携を図りつつ、将来にわたる最適な回収・リサイクル体制を確立します。
- 拡充) ● 2018年度から試験的に実施している羽毛布団のリサイクルについて、認知度向上・回収量増加に向けた「広報啓発」の充実を図ります。
- 拡充) ● 「雑がみ分別回収」についての啓発を行い、紙資源の回収強化を図ります。

**(2) 不法行為等の防止**

- ごみ集積所における持ち去り禁止看板の設置や、定期パトロールの実施を行い、持ち去り行為禁止に係る周知を図り、関係機関と連携した持ち去り行為者に対する取り締まりを行います。
- 家電リサイクル対象製品の適正処理及びリサイクルの促進に努めます。

**(3) 調査・研究**

- 資源化量の更なる底上げや、効果的なリサイクル手法の採用を目指し、不燃ごみの全量資源化等の先進事例について、調査・研究します。
- 現状では資源化困難とされている品目についても、リサイクル技術の進展や民間資源化施設の動向等を見極めながら、新たな資源化の方策を検討します。
- 事業所から排出される一般廃棄物のうち民間のリサイクル施設などで処理されるものについて、処理ルートや処理量を把握できる仕組みづくりについて検討します。

## 施策6

## 集団回収促進事業

< 主な内容 >

**(1) 啓発活動**

- 集団回収は、地域における資源化の促進のほか、地域コミュニティの活性化にも寄与するため、より多くの市民が集団回収活動に参加できるよう、活動の始め方、回収業者に関する情報などを市のホームページに掲載し、利用しやすい環境づくりを進めます。
- 活動を始めようとする団体に対して、市が必要に応じてコーディネートを行うなど、活動の普及促進に努めます。
- 拡充) ● 集団回収の実施団体に対して「雑がみ分別回収」についての啓発を行い、活動の促進及び紙資源の循環強化を図ります。

**(2) 再資源集団回収報償金交付制度**

- 集団回収は、地域における資源化の促進のほか、地域コミュニティの活性化にも寄与するため、回収した資源物の重量に応じて市から報償金を交付し、活動を支援します。

**(3) 調査・研究**

- 拡充) ● 助成制度の見直しや新制度の導入など、集団回収が持続的な活動となるような取り組み事例について、調査・研究を深めます。
- 活動実態について、定期的に調査します。

## 3.5.4 効率的で適正な処理システムの構築

## 施策7

## 廃棄物等収集事業

< 主な内容 >

**(1) 家庭系ごみの収集**

- 地域特性（道路形状・排出状況等）を踏まえ、各戸方式とステーション方式を併用しながら効率的に収集します。
  - ごみの排出が困難な高齢者や障がい者などを対象に、市の職員が玄関先で収集する「ふれあい収集」を実施します。また、希望者には、収集の際に声かけによる安否確認を行います。
- 拡充) ● 粗大ごみ等の排出時における市民の利便性を高めるため、電話によるリクエスト収集を導入します。

**(2) 事業系ごみの収集**

- 排出者自らの責任において適正処理することを原則とし、市による収集は実施しません。事業者自ら各施設へ搬入を行うか、檀原市事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼し搬入することとします。

**(3) 車両管理**

- 始業前・終業後の点検及び清掃を行い、故障を未然に防ぐと共に衛生的に管理します。
- 点検及び突発的な故障等にも速やかに対応する体制を構築します。
- 車両の廃棄及び購入に際しては、収集に支障を来さないよう計画的に行います。

**(4) 調査・研究**

- 高齢化社会の進展を踏まえ、関係部局と連携して、屋内からのごみの持ち出しが困難な高齢者等に対する支援のあり方について検討を行います。
  - 引越しや片付けなどに伴う一時多量ごみの収集について調査・研究を重ね、収集システムの構築を進めます。
- 拡充) ● 将来にわたって安定的且つ持続的な収集事業を実施するための調査・研究を進めます。

## 施策8

## 一般廃棄物収集運搬業許可事業

&lt; 主な内容 &gt;

**(1) 収集運搬業許可の審査**

- 許可申請業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する欠格要件に該当していないか、事業を的確かつ継続的に行うに足りる施設及び能力並びに経理的基礎を有しているか審査を行います。審査に合格した業者には許可証を発行します。

**(2) 搬入物検査の実施**

- 適宜、搬入物検査を実施し、法令や処理計画に違反したごみが搬入されていないか確認します。搬入不適物がある場合は、収集業者に排出状況等の確認や指導を行うとともに、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法について指導を行います。
- 「檀原市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」に基づき、ルール違反ごみの調査・指導を行い、事業者に対する分別指導や、収集運搬許可業者と契約していない事業者の把握及び排出指導等を行います。

**(3) 調査・研究**

- 本市の地域特性並びに収集運搬業界の動向等を踏まえながら、適正な許可制度の在り方について調査・研究を重ねます。

## 施策9

## クリーンセンターかしはら運営管理事業

## &lt; 主な内容 &gt;

**(1) 体制構築**

- 現在の長期包括運営委託事業を引き続き実施し、適正・安全な処理に加え、効率的な事業運営を実施します。
- 処理量の推移を見極め、より効率的な運転管理体制の構築と、安全且つ安定した処理体制を持続的に確保します。
- 災害発生時などの非常時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正且つ迅速に廃棄物を処理できる体制を構築します。
- ごみ処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減や、災害対応の観点から、ごみの広域処理体制の構築を推進し、近隣自治体からごみ処理の要請があった場合、本市のごみ処理能力の範囲内においてごみの受入を検討します。

**(2) 施設管理**

- 適切な施設運営・整備を行うとともに、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有効活用を推進することにより、施設周辺地域のみならず、地球環境にも配慮した焼却処理に努めます。
- ごみ処理施設は、他の公共建築物と比較して短い耐用年数で更新されているため、経済性の観点からストックマネジメントの考え方を推進し、施設の長寿命化を図ります。
- 処理施設について、設備の適切な維持管理・補修を行うとともに、効率的な運営や最新技術の導入検討等により、ダイオキシン類や温室効果ガスの削減など、環境負荷の低減に努めます。
- 清掃工場においては適切な運転管理により排ガス対策に取り組むとともに、排ガス等に含まれるダイオキシン類濃度等を定期的に測定し、公表します。

**(3) 調査・研究**

- 拡充) ● 廃棄物発電について、余剰電力の利活用の在り方について調査・研究を行います。
- 拡充) ● 災害時におけるエネルギー供給の在り方について調査・研究を行い、周辺地域に必要とされる施設としてイメージを変えていけるよう努めます。

## 施策10

## リサイクル館かしはら運営管理事業

## &lt; 主な内容 &gt;

**(1) 体制構築**

- 現在の長期包括運営委託事業を引き続き実施し、適正・安全な処理に加え、効率的な事業運営を実施します。
- 処理量の推移を見極め、より効率的な運転管理体制の構築と、安全且つ安定した処理体制を持続的に確保します。
- 災害発生時などの非常時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正且つ迅速に廃棄物を処理できる体制を構築します。
- ごみ処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減や、災害対応の観点から、ごみの広域処理体制の構築を推進し、近隣自治体からごみ処理の要請があった場合、本市のごみ処理能力の範囲内においてごみの受入を検討します。

**(2) 施設管理**

- 処理施設に併設するプラザ棟についても適正な維持管理を行い、3Rの啓発拠点としての役割を一層強化します。
- ごみ処理施設は、他の公共建築物と比較して短い耐用年数で更新されているため、経済性の観点からストックマネジメントの考え方を推進し、施設の長寿命化を図ります。
- 処理施設については、設備の適切な維持管理・補修を行うとともに、効率的な運営のもとで、環境負荷の低減に努めます。

**(3) 調査・研究**

- 拡充) ● 処理可能な品目を更に拡大して資源循環量を増やすために、現有機能の有効な活用方法について調査・研究を行います。

## 施策 11

## 不法投棄対策事業

&lt; 主な内容 &gt;

**(1) 市民・事業者・市による協働促進**

- ごみ集積所や不法投棄多発場所の巡回パトロールを実施し、発見した場合は、警察及び土地管理者等と連携し、適正に対応します。
- 不法投棄の被害が著しい場所や被害が懸念される場所には、不法投棄防止看板の配布・設置を行い、土地管理者と共に「不法投棄されにくい環境づくり」に努めます。
- 不適正排出・不法投棄などの課題解決に向け、それぞれの地域特性を考慮し、市民・事業者との協働により地域の力を活用した取組みを推進します。
- 市民・事業者による地域の清掃活動を推進することにより、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくり・しにくい環境づくりを推進します。

**(2) 河川清掃地区報償金交付制度**

- 河川の清掃活動を実施するなど、不法投棄されにくいきれいな環境を維持する活動に対して、市から報償金を交付します。

**(3) 調査・研究**

- 拡充) ● 地域の実態把握に努めるとともに、粗大ごみのリクエスト収集などの新たな施策導入に際しての対応策について検討します。

## 3.6 市民・事業者・市の役割

### 3.6.1 市民の果たすべき役割

市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分別・排出ルールを遵守して適正処理に努めます。</li> <li>● 市が実施する、ごみ減量・資源化に関する取組に積極的に関与・参加します。</li> <li>● ごみの排出者であることを普段から意識して、「ごみを出さないライフスタイル」の推進に努めます。</li> </ul>

### 3.6.2 事業者の果たすべき役割

事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分別・排出ルールを遵守して適正処理に努めます。</li> <li>● 市が実施する、ごみ減量・資源化に関する取組に積極的に関与・参加します。</li> <li>● 「排出者責任」の考え方に基づき、自らの責任でごみの適正処理を行うとともに、再資源化の推進に努めます。</li> <li>● 事業活動は、物の生産・流通から販売・回収と多岐に渡り、事業系ごみだけでなく家庭系ごみの排出にも大きな影響を与えることに鑑み、「拡大生産者責任」「企業の社会的責任」を十分に認識し、ごみ減量・資源化に取り組めます。</li> <li>● ごみの排出者であることを普段から意識して、「ごみを出さないビジネススタイル」の推進に努めます。</li> </ul>

### 3.6.3 市の果たすべき役割

市の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民や事業者に対して、ごみ減量・資源化に関する情報提供や普及啓発等を行うとともに、効果的な施策を実施します。</li> <li>● 市民や事業者の活動を支援します。</li> <li>● 安定的・効率的なごみ処理システムを構築し、ごみの適正処理を行います</li> </ul>

## 3.7 計画のフォローアップと事後評価

### 3.7.1 進行管理

本計画については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に評価等を行います。

廃棄物減量等推進審議会<sup>※</sup>において、毎年、各具体施策の進捗状況を評価・管理し、達成状況等をホームページ等で広く公表するとともに、毎年度の実施計画の内容に適切に反映します。

なお、計画の推進にあたっては、以下の点に留意します。

#### (1) 市民との協働

廃棄物処理は、市民生活と密接に関わるものであり、市民の『理解』と『協力』が不可欠な協働事業であることから、市民の意見や地域特性を十分に踏まえた上で事業を推進します。

#### (2) 行政の連携

地域社会が抱える諸課題の統合的な解決を目指して、本市の関連部局はもとより、県や近隣自治体とも連携を図りながら事業を推進します。

#### 〔廃棄物減量等推進審議会〕

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7

担当事務：本市における廃棄物の排出抑制、資源化及び適正処理等に関する重要事項を審議

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 4.1 基本理念

- 廃棄物の減量化と適正処理

～天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ないまち～

- 環境保全活動の推進

～快適な環境が保全され、低炭素社会が創出されているまち～

し尿の理想的な処理は下水道処理であり、本市においても、1969（昭和44）年から公共下水道の供用を開始し、着実に下水道の整備及び普及を進めてきました。しかしながら、下水道処理区域内にあっても、未水洗化家屋が残存している現状を踏まえると、今後も汲み取り便所及び浄化槽が残ると予測されます。

このような状況の下で、引き続き、その適正処理体制の確保及び浄化槽等の処理施設の適正な維持管理を図っていく必要があるため、本計画における基本理念を、ごみ処理と同じく、上記のとおりとします。

### 4.2 基本方針

#### 基本方針 1

#### 生活排水対策の推進

河川汚濁の原因の大半を生活排水が占めており、公共下水道の整備と併せて、各家庭から排出される生活排水を抑制することが重要な課題であることから、生活排水対策としては、公共下水道などの処理施設の整備はもちろんのこと、各家庭における汚濁物質の発生抑制や適正な排水も重要であると考えます。

## 4.3 数値目標

### 4.3.1 数値目標の項目

本計画では、計画の全容を可能な限り網羅し、市民・事業者・市にとってわかりやすく且つ取組の達成状況を把握しやすい指標として、以下の3項目の数値目標を設定します。

これら3項目が示す計画範囲及び基本方針との関係を図4-1に示します。

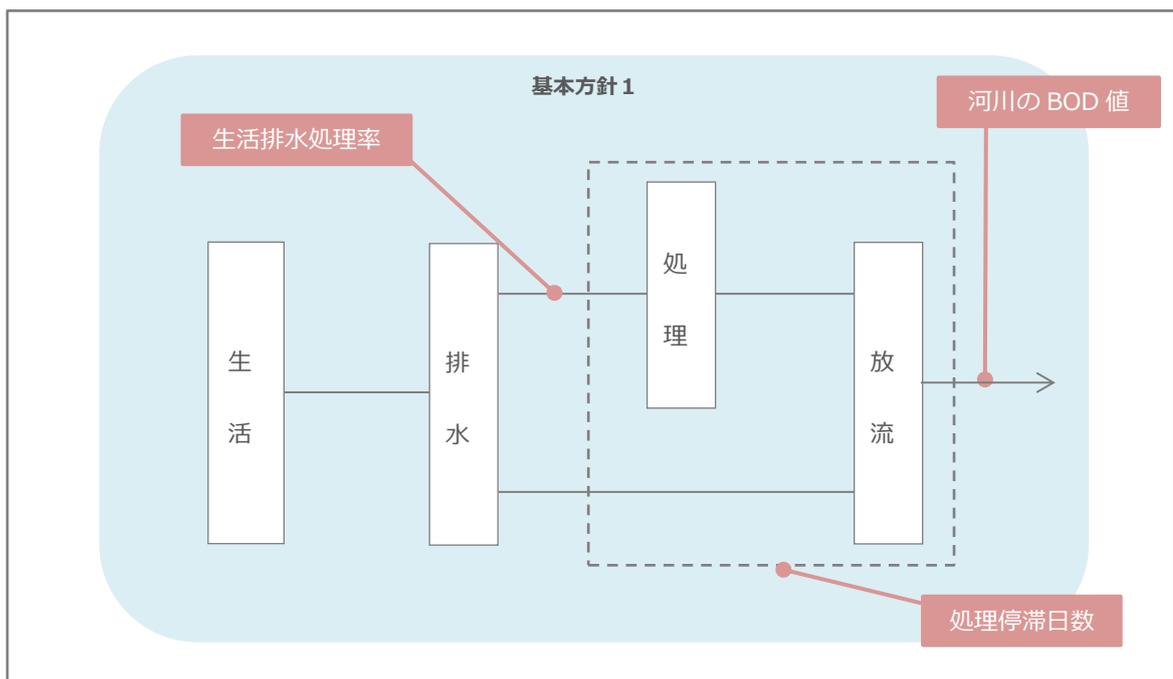
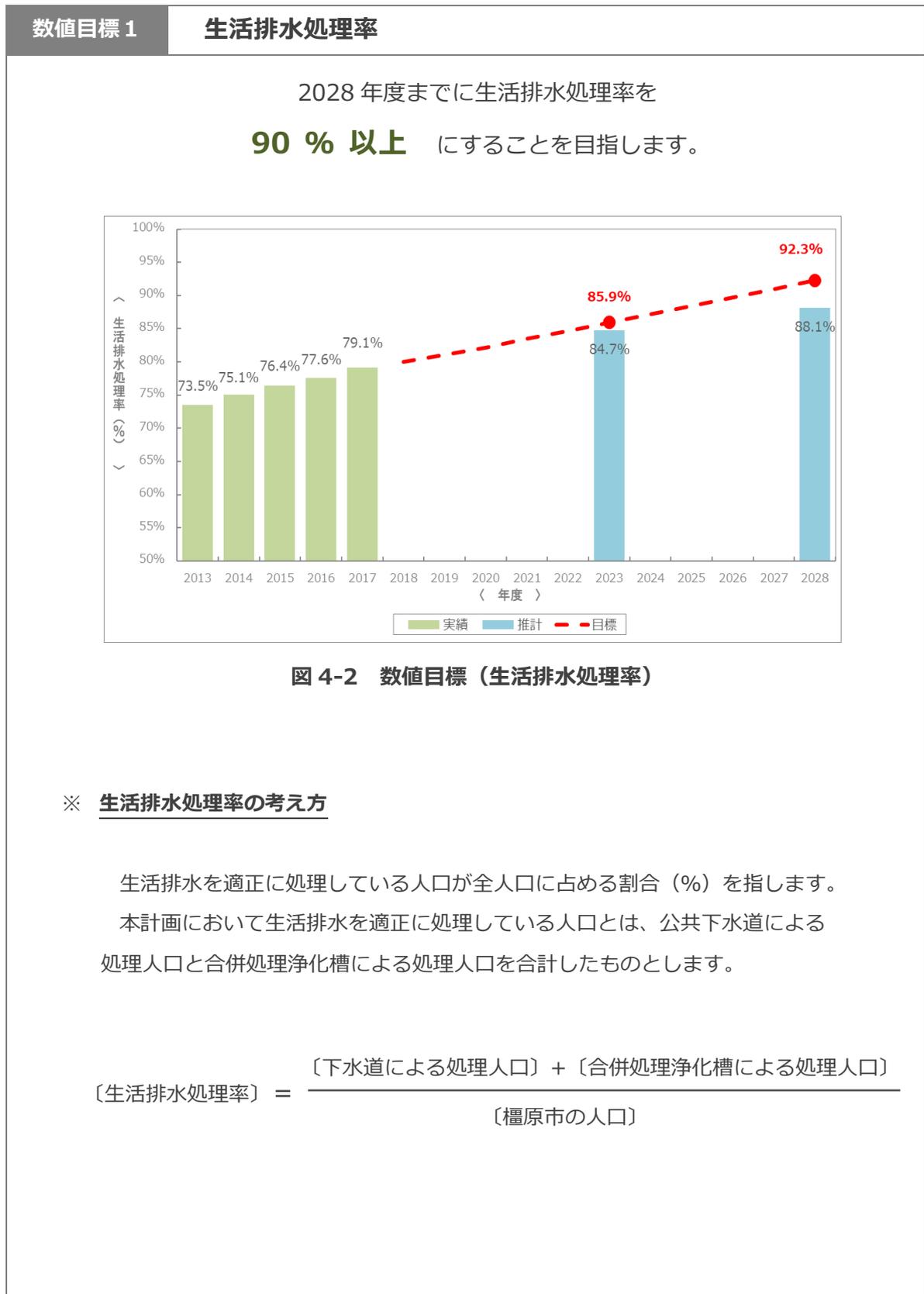


図4-1 計画範囲と数値目標の項目

## 4.3.2 数値目標



## 数値目標 2

## 河川の BOD 値

大和川の BOD 値を **5mg/L 以下** に維持することを目指します。



図 4-3 数値目標 (河川の BOD 値)

※ 大和川の BOD 値の考え方

本計画で用いる指標は、国土交通省が公表する「全国の一級河川の水質現況」に記載される大和川の水質調査結果（平均値）とします。

## 数値目標 3

## 処理停滞日数

処理停滞日数を **0 日** に維持することを目指します。

※ 処理停滞日数の考え方

廃棄物の処理が滞った結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況に至った日数を指します。

廃棄物処理の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を達成するためには、市内で発生した廃棄物の処理を滞らせることなく適正に処理し続ける必要があるため、目標は0日としています。

## 4.4 処理体制

### 4.4.1 処理体系と処理主体

将来の処理体系は、図4-4のとおりとします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、引き続き許可制度を運用することとしますが、対象量の変化に応じて変更が必要な場合は見直しを行います。

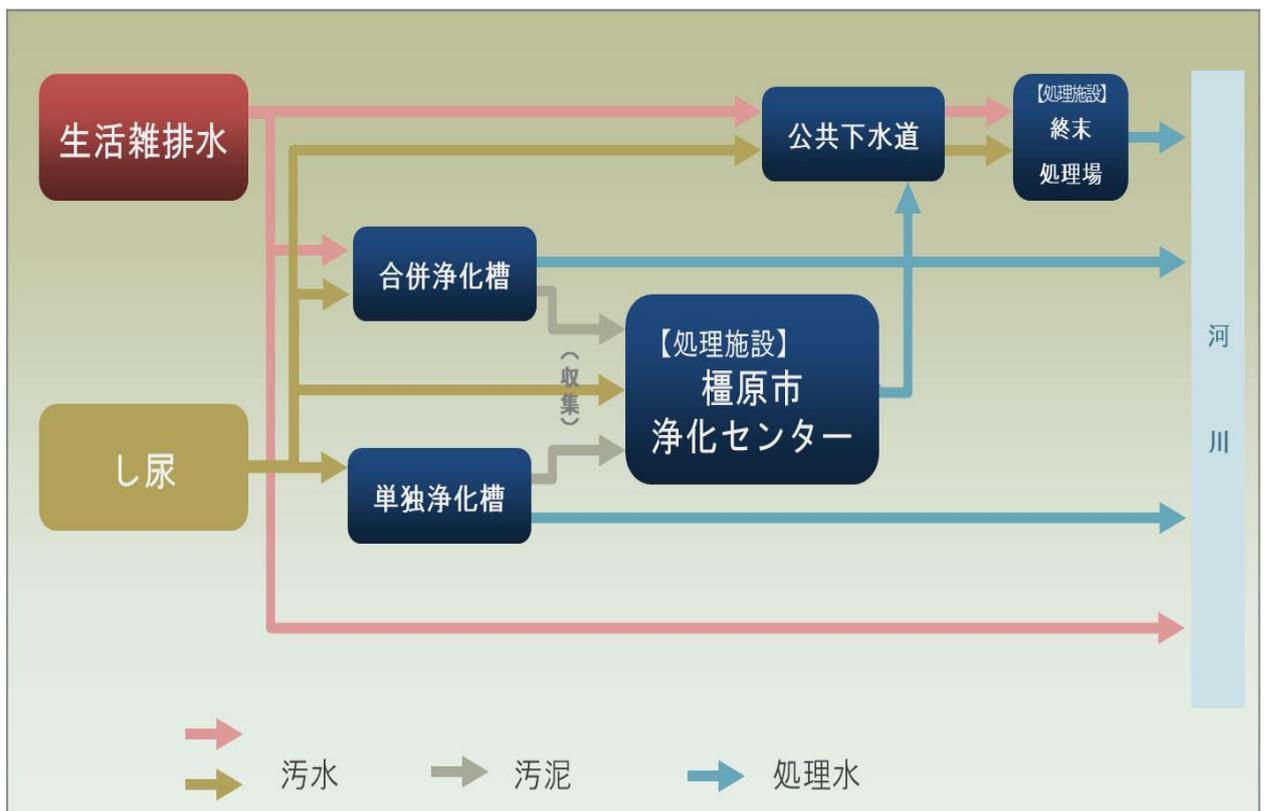


図4-4 生活排水処理体系（将来）

#### ● 処理主体

処理施設の種類	対象生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	所有者
単独処理浄化槽	し尿	所有者
し尿処理施設 (檀原市浄化センター)	し尿・浄化槽汚泥	市

## 4.4.2 処理形態別人口

処理形態別人口の将来推計は表4-1のとおりです。

引き続き、公共下水道の整備を進め、生活排水処理率の向上に努めます。

表4-1 処理形態別人口の推移

処理形態	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
1.計画処理区域内人口 (a)	125,073	124,489	123,842	123,337	122,723
2.生活雑排水処理人口 (b)	91,918	93,479	94,590	95,720	97,076
① コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
② 合併処理浄化槽	13,216	13,295	13,380	13,499	13,557
③ 下水道	78,702	80,184	81,210	82,221	83,519
④ 農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3.生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	22,760	21,035	19,981	18,579	16,908
4.し尿収集人口	10,395	9,975	9,271	9,038	8,739
5.自家処理人口	0	0	0	0	0
6.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (b/a)	73.5%	75.1%	76.4%	77.6%	79.1%

処理形態	～	2023	～	2028
1.計画処理区域内人口 (a)		119,548		115,796
2.生活雑排水処理人口 (b)		102,783		106,858
① コミュニティ・プラント		0		0
② 合併処理浄化槽		13,713		13,694
③ 下水道		89,070		93,164
④ 農業集落排水施設	～	0	～	0
3.生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		10,204		3,543
4.し尿収集人口		6,561		5,395
5.自家処理人口		0		0
6.計画処理区域外人口		0		0
生活排水処理率 (b/a)		85.9%		92.3%

### 4.4.3 処理

#### (1) 目標

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理形態を原則とし、公共下水道を中心とした衛生的で安全且つ安定した処理体制を推進するとともに、家庭内での発生源対策及び浄化槽等の適正な維持管理等のソフト面での対策を並行して実施します。

#### (2) 処理の方法

合併処理形態を推進しつつ、公共下水道の未整備区域におけるし尿及び浄化槽汚泥を収集・運搬し、本市が所有するし尿処理施設（橿原市浄化センター）にて適正に処理します。

なお、処理水については、引き続き下水道へ放流することとし、焼却残渣については、ごみ処理と同様、大阪湾広域臨海環境整備センターに処分委託します。

#### 【し尿処理施設】

名称	橿原市浄化センター
所在地	橿原市東竹田町 148-1
処理能力	96 kL/日 (し尿 30kL/日、浄化槽汚泥 66kL/日)
処理方式	前処理 + 生物処理
処理主体	市

#### ● 計画稼働期間

2041年度まで(35年間)

#### (3) 施設管理

##### ① 計画的な整備

施設の点検整備を計画的に行い、適正且つ安定した処理機能を確保します。

長期包括運営委託事業の実施に際しては、モニタリングを確実に実施し、安定的且つ持続的な施設運営に努めます。

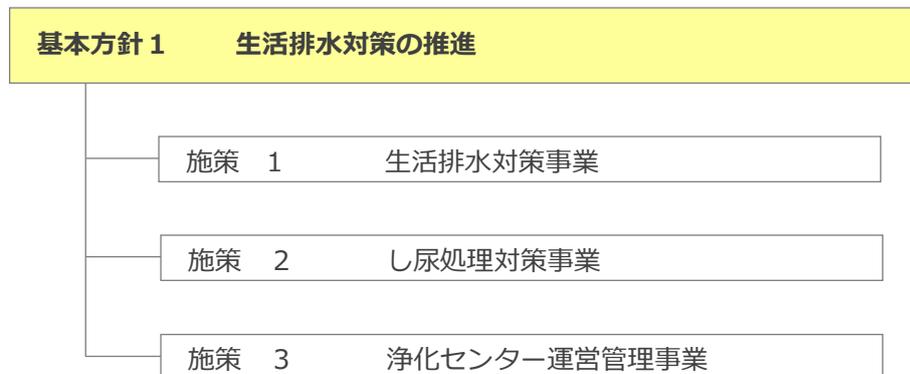
##### ② 処理体制の効率化

本市は近隣自治体の要請に応じて、処理能力の余剰範囲内で処理支援を行うなど、県内中南和地域において中心的な役割を担っています。今後も、これまで同様に適正な施設管理を行い、この使命を果たします。

また、公共下水道の整備区域の拡大や人口減少に伴い処理対象となる廃棄物量の減少が予想されることから、財政負担の低減などを見据え、さらなる効率的な処理体系について検討を進めます。

## 4.5 具体施策

### 4.5.1 施策体系



### 4.5.2 生活排水対策の推進

施策 1	生活排水対策事業
＜ 主な内容 ＞	
<p><b>(1) 啓発活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 飛鳥川流域の5市町村で構成する飛鳥川流域生活排水対策推進会議及び関係機関と協働し、駅前での街頭キャンペーンやイベント出展等を通じて、各家庭における生活排水対策の取り組みを促進します。</li> <li>● 自治会等が主体的に行う河川清掃を支援します。</li> </ul> <p><b>(2) 環境教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水の大切さに関する出前講座や、NPO 団体との協働による「いきもの調査隊」などの講座を実施し、市民の自主的な環境教育への取り組みを積極的に支援します。</li> </ul> <p><b>(3) 浄化槽設置整備事業補助金交付制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道事業の及ばない地域における生活排水処理対策として、所定の条件を満たす浄化槽の設置・整備に係る補助金を交付し、浄化槽の整備促進を図ります。</li> </ul> <p><b>(4) 調査・研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大和川の BOD 値は安定しており、飛鳥川流域生活排水対策推進会議で事業実施している廃食用油回収事業も市民の間に浸透してきている。</li> </ul>	

**施策2****し尿処理対策事業**

< 主な内容 >

**(1) し尿等の収集**

- し尿及び浄化槽汚泥の収集計画を策定し、し尿等の収集業務を円滑に実施します。
- 収集計画については、毎月の広報誌に掲載するなど、利便性の高い広報に努めます。
- 2年ごとに業者からの許可申請を受付、許可条件、指示書等を付して適正に制度運用します。

**(2) 災害対策の推進**

- 災害に起因する浸水等により、緊急にし尿収集の必要が生じた市民に対する、業者手配や減免処理等の緊急支援体制を整備し、早急な復旧を図ります。

**(3) 調査・研究**

- し尿及び浄化槽汚泥の収集量が減少することが予想されるため、効率的な収集体系や適正な料金体系についての検討を進めます。

**施策3****浄化センター運営管理事業**

< 主な内容 >

**(1) 体制構築**

- 処理量の推移を見極め、より効率的な運転管理体制の構築と、安全且つ安定した処理体制を持続的に確保します。
- 災害発生時などの非常時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正且つ迅速に廃棄物を処理できる体制を構築します。

**(2) 施設管理**

- 適切な施設運営及び計画的な整備を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- 本市の他の廃棄物処理施設と同じく、長期包括運営委託事業の導入を進めます。

**(3) 調査・研究**

- 処理対象となる廃棄物量の減少が予想されるため、より効率的な施設運営の在り方について検討を進めます。

## 4.6 市民・事業者・市の役割

### 4.6.1 市民の果たすべき役割

市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市、市民団体及び事業者と協働し、環境の保全及び創造に努めます。</li> <li>● 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。</li> <li>● 美しいまちを守ります。</li> <li>● 身近な環境の保全のために、地域のつながりを深めます。</li> <li>● “水遊びのできる川づくり”を目指した取り組みに協力します。</li> <li>● 浄化槽等の適正管理に努めます。</li> </ul>

### 4.6.2 事業者の果たすべき役割

事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するための必要な措置を講じます。</li> <li>● 自らの事業活動において、環境の保全及び創造に支障を及ぼす事象が生じたときは、誠意をもってその解決に当たります。</li> <li>● 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めます。</li> <li>● 浄化槽等の適正管理に努めます。</li> </ul>

### 4.6.3 市の果たすべき役割

市の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民や事業者に対して、生活排水対策に関する情報提供や普及啓発等を行い、効果的な施策を展開します。</li> <li>● 市民や事業者の活動を支援します。</li> <li>● 安定的・効率的な処理システムを構築し、適正処理を行います</li> </ul>

## 4.7 計画のフォローアップと事後評価

### 4.7.1 進行管理

本計画については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に評価等を行います。

廃棄物減量等推進審議会<sup>※</sup>において、毎年、各具体施策の進捗状況を評価・管理し、達成状況等をホームページ等で広く公表するとともに、毎年度の実施計画の内容に適切に反映します。

なお、計画の推進にあたっては、以下の点に留意します。

#### (1) 市民との協働

廃棄物処理は、市民生活と密接に関わるものであり、市民の『理解』と『協力』が不可欠な協働事業であることから、市民の意見や地域特性を十分に踏まえた上で事業を推進します。

#### (2) 行政の連携

地域社会が抱える諸課題の統合的な解決を目指して、本市の関連部局はもとより、県や近隣自治体とも連携を図りながら事業を推進します。

#### 〔廃棄物減量等推進審議会〕

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7

担当事務：本市における廃棄物の排出抑制、資源化及び適正処理等に関する重要事項を審議



# 資料編

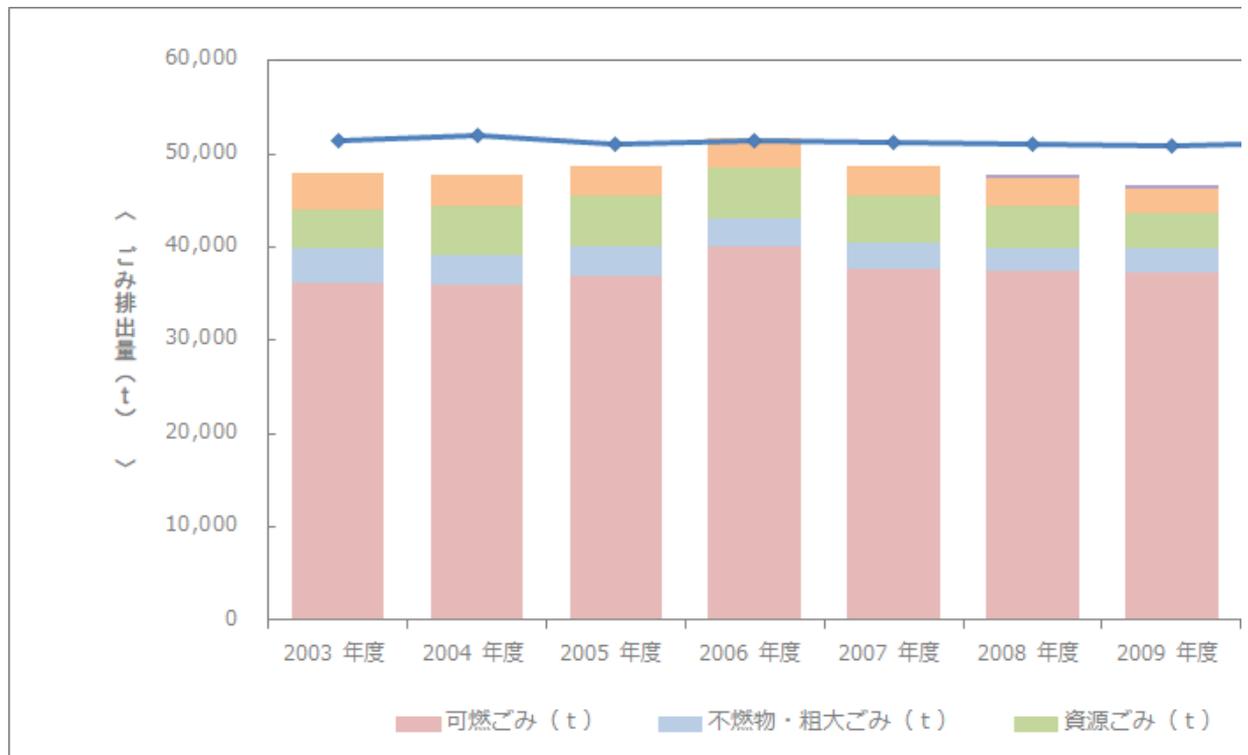
## 1 本市一般廃棄物処理事業の沿革

年	内容
1953年（昭和28年） 以前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷車（大八車）で収集</li> <li>・畝傍地区（大久保町焼却場・2t炉）、鴨公地区にて焼却処理していた</li> </ul>
1953年（昭和28年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今井町塵芥焼却炉設置（町）</li> </ul>
1956年（昭和31年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市制が始まりゴミの有料化（申込制）となる</li> </ul>
1957年（昭和32年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1代目川西町塵芥焼却場設置（市）「川西衛生センター」</li> </ul>
1959年（昭和34年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オート三輪車（ツノ型ハンドル）2台を購入</li> </ul>
1960年（昭和35年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オート三輪車（丸型ハンドル）3台を購入</li> </ul>
1962年（昭和37年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大八車を全面廃止して軽オート三輪車に置き換える。</li> </ul>
1965年（昭和40年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オート三輪車・四輪車平ダンプにて収集</li> </ul>
1966年（昭和41年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大久保町塵芥焼却場廃止</li> <li>・鴨公地区焼却処理を廃止</li> </ul>
1967年（昭和42年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・榎原ニュータウン地区が、単独の榎原市公共下水道事業として決定。</li> </ul>
1969年（昭和44年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畝傍処理場供用開始</li> <li>・回転式パッカー車採用</li> </ul>
1970年（昭和45年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2代目 ゴミ焼却処理場（60t/日）完成（川西町）</li> </ul>
1971年（昭和46年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今井町塵芥焼却場廃止</li> </ul>
1972年（昭和47年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域ゴミ無料収集実施</li> <li>・加圧回転式パッカー車採用3台購入</li> </ul>
1974年（昭和49年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域ゴミ無料収集実施</li> <li>・し尿、浄化槽汚泥の海洋投入開始</li> </ul>
1977年（昭和52年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口10万人を超える</li> </ul>
1978年（昭和53年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3代目 ゴミ焼却処理場（180t/日）竣工（川西町）</li> <li>・市全域が大和川上流域下水道の計画区域に包含されたのを機に、単独公共下水道を流域関連公共下水道に変更</li> </ul>
1989年（平成元年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の一部供用開始（八木地区、畝傍地区、今井地区、耳成地区、</li> </ul>

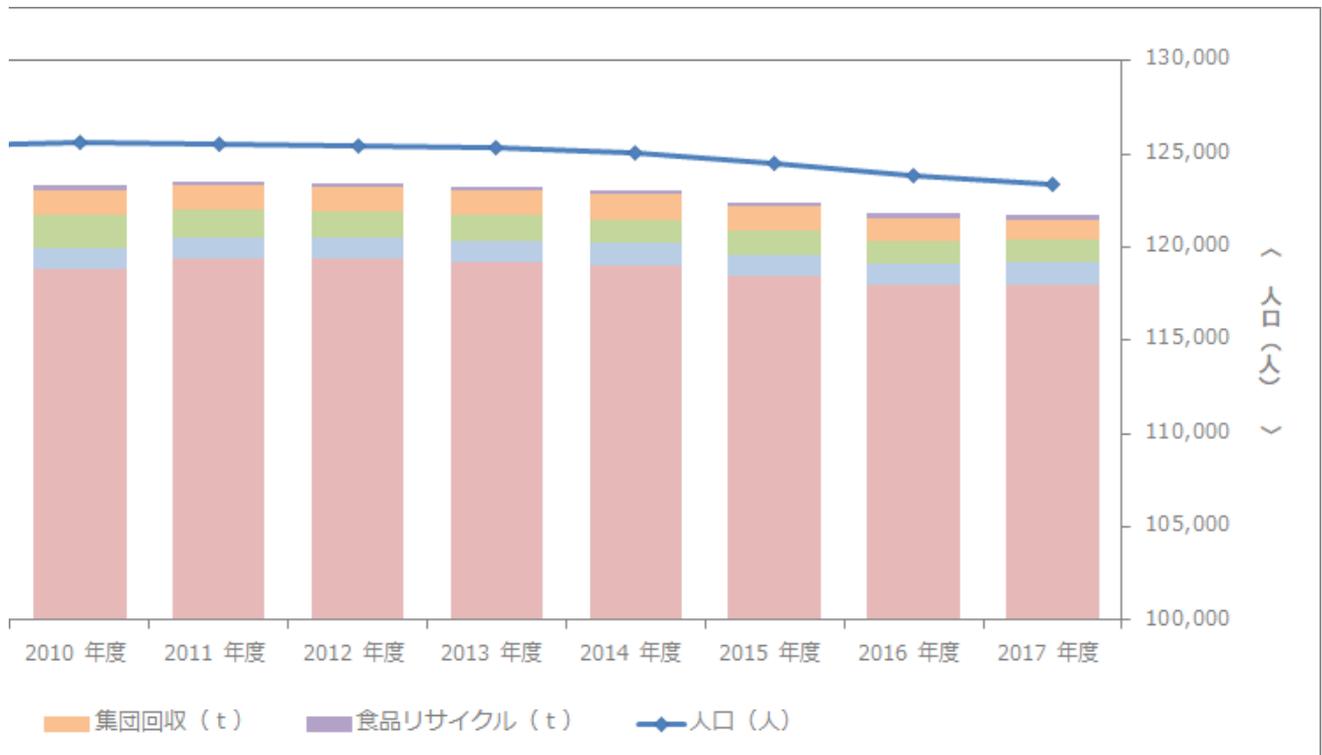
	鴨公地区等)
1994年(平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畝傍処理場が廃止され、大和側上流流域下水道により処理開始</li> <li>・ 飛鳥川流域生活排水対策推進会議が設立</li> <li>・ 廃食用油の回収を開始</li> </ul>
1995年(平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源ごみ(カン・ビン)の分別収集を開始</li> <li>・ 焼却残渣を大阪湾広域臨海環境整備センターに委託処分開始(平成8年より全面委託)</li> </ul>
2000年(平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併浄化槽設置整備事業着手</li> </ul>
2001年(平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リサイクル館かしはら(47t/日)竣工</li> <li>・ 資源ごみ(ペットボトル・プラスチックボトル)の分別収集を開始</li> </ul>
2003年(平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定ごみ袋の有料化を開始</li> <li>・ 資源ごみ(新聞、雑誌、ダンボール)の分別収集を開始</li> <li>・ ふれあい収集の実施</li> </ul>
2005年(平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリーンセンターかしはら(焼却炉:255t/日、灰溶融炉:40t/日)竣工(川西町)</li> </ul>
2006年(平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ し尿、浄化槽汚泥の海洋投棄終了</li> </ul>
2007年(平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橿原市浄化センター(96kL/日)竣工</li> </ul>
2009年(平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオディーゼル燃料(BDF)をごみ収集車で使用開始</li> </ul>
2010年(平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリーンセンターかしはらの灰溶融炉を休止</li> </ul>
2011年(平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天川村からの豪雨災害による災害廃棄物受け入れ</li> <li>・ 高取町とし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する協定を締結</li> </ul>
2014年(平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリーンセンターかしはら及びリサイクル館かしはらで、長期包括運営委託業務が開始</li> </ul>
2015年(平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用済み小型家電のBOX回収を開始</li> </ul>
2017年(平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化センター処理水の県流域下水道での受け入れに関する協定を締結し、浄化センター処理水を河川放流から下水放流に切替</li> </ul>
2018年(平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高取町、明日香村と、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する協定を締結</li> <li>・ 高取町、明日香村と、一般廃棄物(可燃ごみ)の処理に関する協定を締結</li> </ul>

## 2 実績及び将来推計

### 2.1 ごみ量の推移（実績）

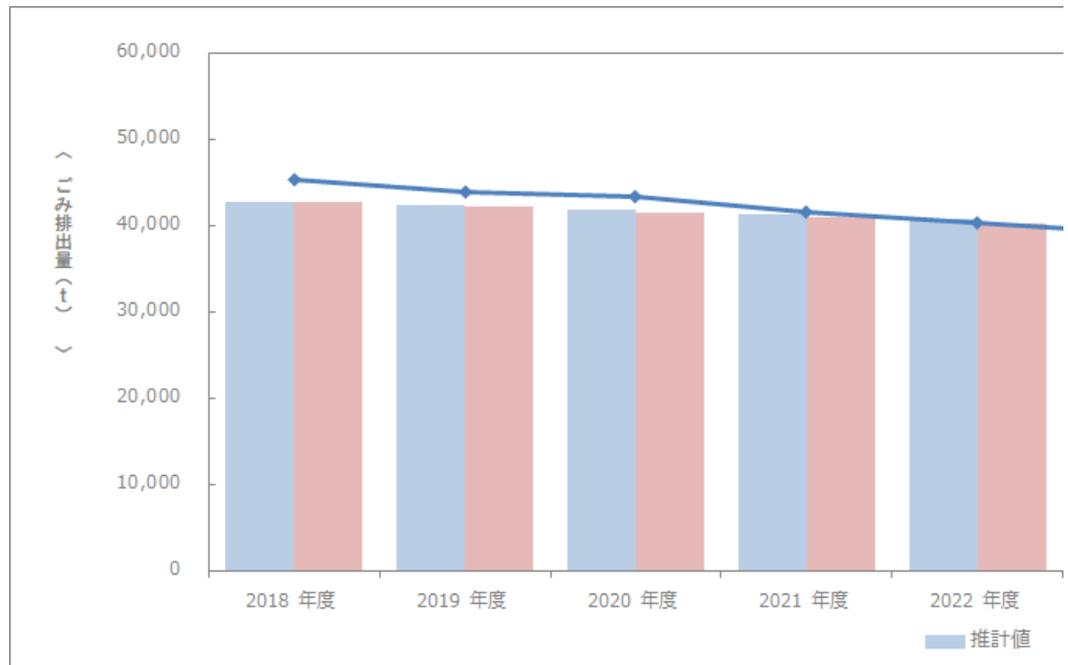


年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
人口 (人)	125,678	125,964	125,533	125,728	125,608	125,515	125,454
1人1日あたり発生量 (g/日・人)	1,039	1,044	1,063	1,128	1,060	1,045	1,019
総排出量 (t)	47,896	47,819	48,766	51,703	48,702	47,856	46,701
可燃ごみ (t)	36,191	35,941	36,842	40,034	37,709	37,473	37,309
不燃物・粗大ごみ (t)	3,653	3,264	3,278	3,059	2,706	2,433	2,501
資源ごみ (t)	4,251	5,242	5,370	5,400	5,178	4,543	3,877
集団回収 (t)	3,801	3,373	3,276	3,210	3,109	3,041	2,610
食品リサイクル (t)	0	0	0	0	0	366	405

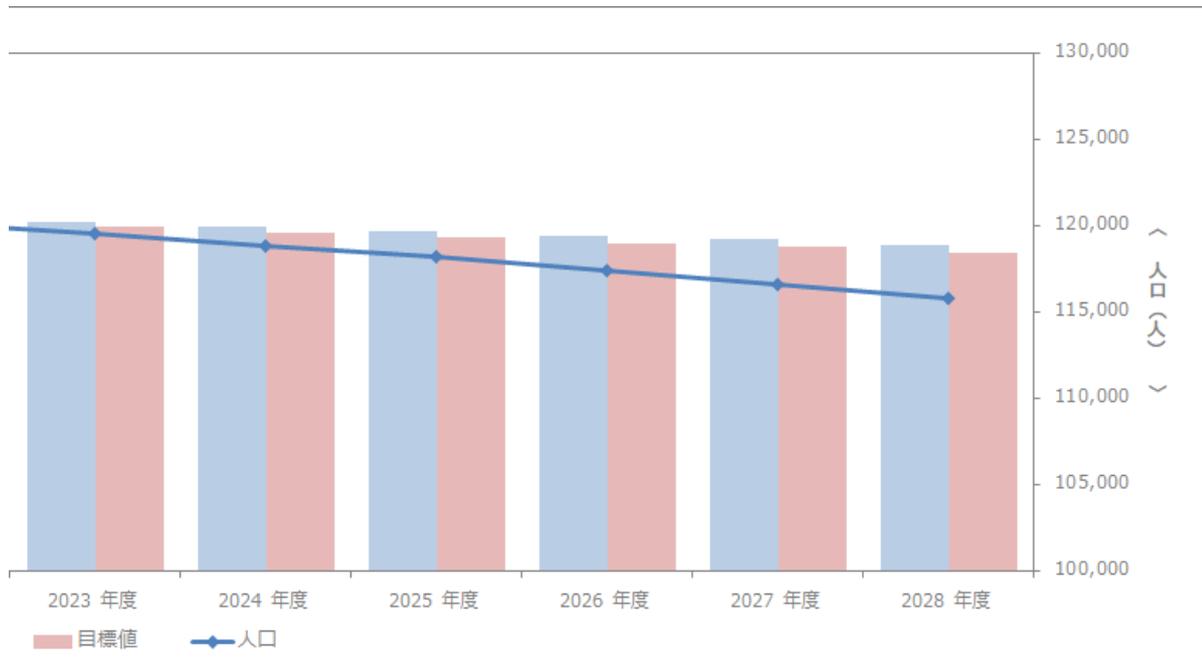


2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
125,605	125,493	125,466	125,363	125,073	124,489	123,842	123,337
1,017	1,025	1,025	1,019	1,016	989	971	971
46,583	47,075	46,904	46,517	46,149	44,847	43,693	43,485
37,724	38,697	38,796	38,446	38,098	36,836	36,054	36,005
2,263	2,275	2,240	2,252	2,312	2,381	2,242	2,414
3,535	2,994	2,752	2,735	2,542	2,587	2,393	2,371
2,642	2,679	2,670	2,650	2,706	2,522	2,402	2,116
419	430	446	435	492	521	601	580

## 2.2 ごみ量の将来推計と目標



年度		2018	2019	2020	2021	2022
人口 (人)		122,723	122,008	121,690	120,838	120,208
推計	総排出量 (t)	42,791	42,384	41,885	41,320	40,836
	可燃ごみ (t)	35,321	35,018	34,641	34,212	33,851
	不燃物・粗大ごみ (t)	2,365	2,373	2,370	2,358	2,349
	資源ごみ (t)	2,356	2,331	2,302	2,271	2,246
	集団回収 (t)	2,161	2,077	1,990	1,901	1,816
	食品リサイクル (t)	587	585	582	578	575
	1人1日あたり発生量 (g/日・人)	955	949	943	937	931
	資源化率 (%)	12.7	12.5	12.4	12.3	12.1
	焼却処理量 (t)	37,118	36,809	36,422	35,981	35,611
目標	総排出量 (t)	42,689	42,183	41,587	40,927	40,350
	可燃ごみ (t)	35,075	34,530	33,917	33,258	32,672
	不燃物・粗大ごみ (t)	2,365	2,373	2,370	2,358	2,349
	資源ごみ (t)	2,356	2,331	2,302	2,271	2,246
	集団回収 (t)	2,305	2,364	2,416	2,462	2,510
	食品リサイクル (t)	587	585	582	578	575
	1人1日あたり発生量 (g/日・人)	953	945	936	928	920
	資源化率 (%)	13.0	13.3	13.5	13.8	14.0
	焼却処理量 (t)	36,872	36,321	35,698	35,028	34,432



2023	2024	2025	2026	2027	2028
119,548	118,858	118,178	117,387	116,607	115,796
40,458	39,855	39,372	38,859	38,461	37,850
33,578	33,118	32,758	32,372	32,081	31,613
2,344	2,325	2,312	2,296	2,287	2,265
2,226	2,196	2,172	2,147	2,129	2,099
1,737	1,648	1,566	1,483	1,405	1,320
573	568	565	561	559	554
925	919	913	907	901	896
12.0	11.9	11.7	11.6	11.5	11.3
35,333	34,858	34,488	34,090	33,794	33,308
39,880	39,190	38,620	38,023	37,587	36,943
32,175	31,503	30,932	30,342	29,958	29,410
2,344	2,325	2,312	2,296	2,287	2,265
2,226	2,196	2,172	2,147	2,129	2,099
2,562	2,598	2,640	2,677	2,654	2,615
573	568	565	561	559	554
911	903	895	887	881	874
14.3	14.5	14.8	15.0	15.1	15.1
33,930	33,244	32,663	32,061	31,670	31,106

## 2.3 ごみ量内訳（推計）

年度		2018	2019	2020
可燃ごみ	収集（t）	20,916.26	20,711.45	20,463.50
	持込（t）	14,405.19	14,306.25	14,177.06
不燃物・粗大ごみ・有害物	収集（t）	1,406.61	1,402.04	1,394.47
	持込（t）	958.89	971.34	975.37
カン・ビン	収集（t）	1,027.53	1,007.86	987.13
	持込（t）	13.16	13.10	13.02
ペットボトル・ プラスチックボトル	収集（t）	133.08	132.67	131.96
	持込（t）	2.20	2.09	2.01
新聞	収集（t）	572.45	570.17	566.90
	持込（t）	34.10	33.62	33.07
雑誌類	収集（t）	145.03	144.13	143.15
	持込（t）	48.09	47.94	47.69
ダンボール	収集（t）	348.59	347.32	345.39
	持込（t）	23.87	23.79	23.67
廃食用油（t）		8.06	8.03	7.99
使用済小型電子機器等（BOX回収分）（t）		0.34	0.34	0.33
集団回収	新聞（t）	1,149.17	1,092.98	1,034.73
	雑誌（t）	394.67	377.92	360.43
	ダンボール（t）	472.78	466.26	458.88
	古繊維（t）	100.94	97.25	93.48
	ミルクカートン（t）	3.22	3.19	3.15
	アルミ缶（t）	39.89	39.77	39.55
食品リサイクル（t）		586.66	584.84	581.73
計（t）		42,790.77	42,384.34	41,884.68

2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
20,185.29	19,947.42	19,761.56	19,465.80	19,228.69	18,976.59	18,780.73	18,480.38
14,026.39	13,903.33	13,816.36	13,652.32	13,529.08	13,395.12	13,300.76	13,132.22
1,384.67	1,377.43	1,373.61	1,361.95	1,354.15	1,345.09	1,339.81	1,326.86
973.67	971.33	970.08	962.58	957.45	951.24	947.60	938.49
965.91	947.54	932.45	912.95	896.93	880.87	868.02	850.91
12.92	12.84	12.80	12.68	12.61	12.52	12.47	12.35
131.03	130.35	129.99	128.89	128.15	127.29	126.79	125.57
1.95	1.92	1.90	1.87	1.85	1.84	1.83	1.81
562.84	559.86	558.29	553.54	550.37	546.69	544.54	539.28
32.47	31.92	31.46	30.82	30.27	29.69	29.20	28.54
142.05	141.27	140.86	139.65	138.85	137.92	137.37	136.05
47.35	47.11	46.98	46.58	46.31	46.00	45.82	45.38
342.94	341.14	340.19	337.30	335.37	333.13	331.82	328.61
23.50	23.38	23.32	23.12	22.99	22.83	22.74	22.52
7.93	7.89	7.87	7.80	7.76	7.71	7.68	7.60
0.33	0.33	0.33	0.33	0.32	0.32	0.32	0.32
975.35	918.33	863.92	805.08	749.18	693.14	639.53	582.86
342.53	325.42	309.22	291.40	274.61	257.73	241.72	224.50
450.96	444.06	438.43	430.47	423.91	417.13	411.67	404.02
89.72	86.26	83.15	79.69	76.59	73.54	70.82	67.80
3.11	3.07	3.04	3.00	2.96	2.92	2.89	2.84
39.28	39.07	38.96	38.63	38.41	38.16	38.01	37.64
577.65	574.64	573.05	568.19	564.94	561.16	558.95	553.55
41,319.85	40,835.91	40,457.81	39,854.64	39,371.76	38,858.62	38,461.10	37,850.10

## 2.4 ごみ量内訳（目標）

年度		2018	2019	2020
可燃ごみ	収集（t）	20,771.52	20,424.46	20,037.65
	持込（t）	14,303.89	14,105.38	13,879.00
不燃物・粗大ごみ・有害物	収集（t）	1,406.61	1,402.04	1,394.47
	持込（t）	958.89	971.34	975.37
カン・ビン	収集（t）	1,027.53	1,007.86	987.13
	持込（t）	13.16	13.10	13.02
ペットボトル・ プラスチックボトル	収集（t）	133.08	132.67	131.96
	持込（t）	2.20	2.09	2.01
新聞	収集（t）	572.45	570.17	566.90
	持込（t）	34.10	33.62	33.07
雑誌類	収集（t）	145.03	144.13	143.15
	持込（t）	48.09	47.94	47.69
ダンボール	収集（t）	348.59	347.32	345.39
	持込（t）	23.87	23.79	23.67
廃食用油（t）		8.06	8.03	7.99
使用済小型電子機器等（BOX回収分）（t）		0.34	0.34	0.33
集団回収	新聞（t）	1,149.17	1,092.98	1,034.73
	雑誌（t）	539.41	664.91	786.29
	ダンボール（t）	472.78	466.26	458.88
	古繊維（t）	100.94	97.25	93.48
	ミルクカートン（t）	3.22	3.19	3.15
	アルミ缶（t）	39.89	39.77	39.55
食品リサイクル（t）		586.66	584.84	581.73
計（t）		42,689.47	42,183.47	41,586.62

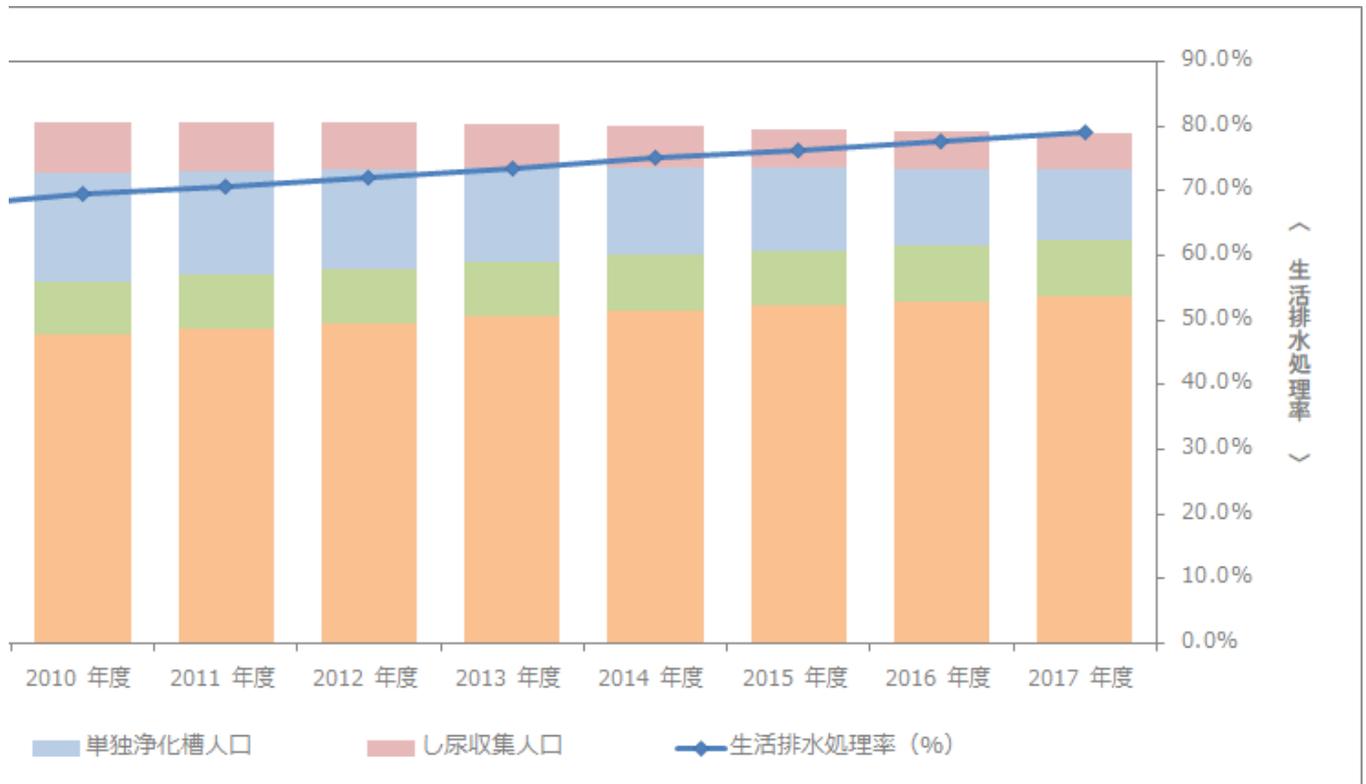
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
19,624.51	19,253.84	18,935.98	18,515.81	18,154.80	17,782.71	17,531.81	17,184.95
13,633.90	13,417.89	13,238.53	12,987.41	12,777.46	12,559.50	12,426.63	12,225.53
1,384.67	1,377.43	1,373.61	1,361.95	1,354.15	1,345.09	1,339.81	1,326.86
973.67	971.33	970.08	962.58	957.45	951.24	947.60	938.49
965.91	947.54	932.45	912.95	896.93	880.87	868.02	850.91
12.92	12.84	12.80	12.68	12.61	12.52	12.47	12.35
131.03	130.35	129.99	128.89	128.15	127.29	126.79	125.57
1.95	1.92	1.90	1.87	1.85	1.84	1.83	1.81
562.84	559.86	558.29	553.54	550.37	546.69	544.54	539.28
32.47	31.92	31.46	30.82	30.27	29.69	29.20	28.54
142.05	141.27	140.86	139.65	138.85	137.92	137.37	136.05
47.35	47.11	46.98	46.58	46.31	46.00	45.82	45.38
342.94	341.14	340.19	337.30	335.37	333.13	331.82	328.61
23.50	23.38	23.32	23.12	22.99	22.83	22.74	22.52
7.93	7.89	7.87	7.80	7.76	7.71	7.68	7.60
0.33	0.33	0.33	0.33	0.32	0.32	0.32	0.32
975.35	918.33	863.92	805.08	749.18	693.14	639.53	582.86
903.30	1,018.99	1,134.80	1,241.39	1,348.50	1,451.62	1,490.64	1,519.94
450.96	444.06	438.43	430.47	423.91	417.13	411.67	404.02
89.72	86.26	83.15	79.69	76.59	73.54	70.82	67.80
3.11	3.07	3.04	3.00	2.96	2.92	2.89	2.84
39.28	39.07	38.96	38.63	38.41	38.16	38.01	37.64
577.65	574.64	573.05	568.19	564.94	561.16	558.95	553.55
40,927.35	40,350.47	39,879.98	39,189.73	38,620.14	38,023.00	37,586.97	36,943.42

## 2.5 し尿処理人口及び処理量の推移（実績）



年度		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
し尿処理人口（人）	し尿収集人口	20,492	18,998	17,005	16,178	15,115	13,997	13,301
	単独浄化槽人口	34,624	33,672	33,532	30,984	30,073	28,114	27,552
	合併浄化槽人口	10,311	10,811	11,211	11,149	11,788	12,463	12,241
	下水道人口	60,537	62,052	63,980	67,297	68,539	70,880	72,511
	計	125,964	125,533	125,728	125,608	125,515	125,454	125,605
生活排水処理率（%）		56.2%	58.0%	59.8%	62.5%	64.0%	66.4%	67.5%

し尿処理量（t）	し尿収集	11,873	11,296	9,869	9,389	8,763	8,123	7,719
	単独浄化槽汚泥	18,569	16,915	17,108	16,355	13,440	13,970	13,188
	合併浄化槽汚泥	3,994	4,188	4,342	4,318	6,744	4,827	4,586
	計	34,436	32,399	31,319	30,062	28,947	26,920	25,492



2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
12,382	11,901	11,128	10,395	9,975	9,271	9,038	8,739
25,916	24,728	23,966	22,760	21,035	19,981	18,579	16,908
12,746	12,918	13,107	13,216	13,295	13,380	13,499	13,557
74,449	75,919	77,162	78,702	80,184	81,210	82,221	83,519
125,493	125,466	125,363	125,073	124,489	123,842	123,337	122,723
69.5%	70.8%	72.0%	73.5%	75.1%	76.4%	77.6%	79.1%
7,186	6,907	6,458	6,033	5,789	5,380	5,245	5,072
12,816	11,797	11,478	11,220	11,436	10,621	10,441	10,150
4,913	5,453	5,435	5,868	5,988	6,026	5,776	6,437
24,915	24,157	23,371	23,121	23,213	22,028	21,461	21,660

## 2.6 し尿処理人口及び処理量の将来推計と目標

		年度	2018	2019	2020	2021
し尿処理人口(人)	推計	し尿収集人口	8,254	7,892	7,565	7,272
		単独浄化槽人口	16,275	15,190	14,223	13,260
		合併浄化槽人口	13,592	13,657	13,640	13,656
		下水道人口	84,602	85,268	86,262	86,650
		計	122,723	122,008	121,690	120,838
		生活排水処理率(%)	80.0%	81.0%	82.1%	83.0%
	目標	し尿収集人口	8,254	7,852	7,485	7,152
		単独浄化槽人口	16,275	15,153	14,191	12,752
		合併浄化槽人口	13,592	13,657	13,640	13,656
		下水道人口	84,602	85,345	86,374	87,278
		計	122,723	122,008	121,690	120,838
		生活排水処理率(%)	80.0%	81.1%	82.2%	83.5%
し尿処理量(kt)	推計	し尿収集	4,790	4,580	4,390	4,220
		単独浄化槽汚泥	9,840	9,610	9,418	9,231
		合併浄化槽汚泥	6,130	6,160	6,152	6,159
		計	20,760	20,350	19,960	19,610
	目標	し尿収集	4,790	4,557	4,344	4,150
		単独浄化槽汚泥	9,840	9,587	9,396	8,878
		合併浄化槽汚泥	6,130	6,160	6,152	6,159
		計	20,760	20,304	19,892	19,187

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
6,979	6,721	6,479	6,255	6,031	5,825	5,635
12,372	11,485	10,728	9,985	9,310	8,644	8,098
13,667	13,713	13,682	13,686	13,690	13,730	13,694
87,190	87,629	87,969	88,251	88,356	88,408	88,369
120,208	119,548	118,858	118,178	117,387	116,607	115,796
83.9%	84.7%	85.5%	86.2%	86.9%	87.5%	88.1%
6,839	6,561	6,319	6,075	5,831	5,605	5,395
11,526	10,204	8,898	7,574	6,243	4,875	3,543
13,667	13,713	13,682	13,686	13,690	13,730	13,694
88,176	89,070	89,959	90,842	91,623	92,397	93,164
120,208	119,548	118,858	118,178	117,387	116,607	115,796
84.7%	85.9%	87.2%	88.5%	89.7%	91.0%	92.3%
4,050	3,900	3,760	3,630	3,500	3,380	3,270
9,046	8,855	8,709	8,547	8,395	8,237	8,113
6,164	6,185	6,171	6,173	6,175	6,193	6,177
19,260	18,940	18,640	18,350	18,070	17,810	17,560
3,969	3,807	3,667	3,526	3,384	3,252	3,131
8,427	7,868	7,224	6,483	5,630	4,646	3,549
6,164	6,185	6,171	6,173	6,175	6,193	6,177
18,560	17,860	17,062	16,182	15,188	14,091	12,857

### 3 用語解説

#### 【あ】

##### ○飛鳥川

奈良県中西部を流れる大和川水系の一級河川。奈良盆地西部を多く北流する大和川の支流の一つ。

##### ○飛鳥川流域生活排水対策推進会議

飛鳥川流域5市町村（橿原市、川西町、三宅町、田原本町、明日香村）により構成され、地域住民の方の水質保全に関わる意識の高揚を図るとともに、「水遊びのできる川づくり」を目指して各種施策を実施している。

##### ○アプリ

スマホなどに入れて使える様々なソフトウェアのこと。正式にはアプリケーションといい、OS上で動くソフトウェアのことを意味する。

##### ○一般競争入札

国、地方公共団体、公社・公団が行う公共事業の発注に際し、工事概要などを公示したうえ、数や規模を限定せず一般の業者の競争入札によって契約する方法。

##### ○一般廃棄物処理計画

各市町村が、その市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関して定めた計画。廃棄物処理法第6条第1項の規定により定めなければならないとされている。一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されている。

##### ○SDG s

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年（平成27年）9月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差がなく気候変動の緩和された持続可能な世界の実現に向けて採択された、2030年までに目指すべき新しい世界の目標のこと。

##### ○NPO

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体(Nonprofit Organization)

の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

#### ○大阪湾広域臨海環境整備センター

「広域臨海環境整備センター法」に基づき、長期安定的・広域的に廃棄物を適正処理するため大阪湾に整備された海面埋立処分場のこと。通称、大阪湾フェニックスセンター。

#### ○温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が定められている。

### 【か】

#### ○拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品の製造や流通の時だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理やリサイクルされる段階まで一定の責任を負うという考え方。OECD（経済協力開発機構）が提唱し、日本でも循環型社会形成推進基本法にこの考え方が取り入れられている。

#### ○橿原市環境総合計画

本市の良好な環境を保全・創造し、将来世代を含めた市民が安全で快適に暮らすことができるよう、望ましい「将来像」の実現に向けて、市民、事業者、行政などあらゆる立場の人々が連携して具体的な行動を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定。同時に、「橿原市第3次総合計画」に示された橿原市の将来像を、環境の面から実現するための推進方策を示している。

#### ○橿原市第三次総合計画

基本構想に掲げる都市像を実現するための施策を体系的に明らかにし、5年間の具体的なまちづくりの方向性・取組内容を表したもの。本市の総合的なまちづくりの指針と位置づけている。

#### ○橿原市地球温暖化対策推進実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成30年3月に策定。自らが事業者・消費者としてその事務・事業を行うに際し、率先して地球温暖化対策を行うために策定した。

#### ○橿原市地球温暖化対策地域協議会「エコライフかしはら」

市民（市民団体等）・事業者・行政等の幅広い連携と協働により、地域の環境と地球の将来に寄与する積極的な実践活動を推進し、次世代に亘り、住み良い豊かな環境を目指すことを目的として平成22年10月26日に結成した団体。

#### ○合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の生活雑排水をあわせて処理ができる浄化槽。

#### ○家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の通称。主に一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品について、製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定め、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用を図ることを目的として、1998年（平成10年）6月に制定された法律のこと。現在、使用済みの廃家電製品には、家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機が指定されている。

#### ○環境基準

環境基本法第16条に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましいとして定められた基準。人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの。

#### ○環境基本法

環境に関する全ての法律の最上位に位置し、環境保全に向けた基本的な方向を示すもの。1993年（平成5年）11月制定。

#### ○協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。近年、自治体では地域の様々な問題や課題を解決するために、異なる組織（市民、町会・自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、企業、学校、行政など）が、それぞれの特性を最大限発揮して協力していくことを指している。

#### ○経理的基礎

廃棄物処理業を的確に、かつ継続して行うに足りる財政的基盤。

#### ○欠格要件

廃棄物処分業の許可申請に際し、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業の遂行を期待

し得ない者を類型化して排除することを趣旨として、廃棄物処理法に定められたもの。申請者が欠格要件に該当する場合には許可（施設設置許可、処理業許可）を受けることができず、後に欠格要件に該当するに至った場合には許可が取り消される。

#### ○公共下水道

下水道法第 2 条第 3 号に、『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう』と定められている。

#### ○公共用水域

水質汚濁防止法に、『河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。』と定められている。

#### ○公衆衛生

広く地域社会の人々の疾病を予防し、健康を保持・増進させるため、公私の諸組織によって組織的になされる衛生活動。

#### ○高度成長

経済規模の急激で継続的な拡大。特に 1950 年代半ばから 73 年の石油ショックまでの間、日本の経済成長率が年平均 10 パーセントを超えていた時代を指す。

#### ○広報誌

官庁や自治体、団体、企業が、不特定多数の人々に向けて、その機関の活動を紹介宣伝する目的で刊行する逐次刊行物。本市でも毎月発行している。

#### ○コーディネート

物事を調整し、まとめること。

#### ○ごみ処理基本計画策定指針

市町村が一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう策定されたもの。

### ○コミュニティプラント

地方自治体や公社、民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。小規模下水処理場（装置）と呼ばれることもある。

## 【さ】

### ○最終処分

ごみを最終的に処分すること。ごみは、収集・運搬された後に焼却などの中間処理を経て最終処分される。

### ○3R

Reduce（排出抑制） Reuse（再使用） Recycle（再生利用）の頭文字をとった言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース（排出抑制）、（2）リユース（再使用）、（3）リサイクル（再生利用）とし、さらに（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）廃棄物の適正処理としている。近年ではリデュース（排出抑制）とリユース（再使用）を優先的に取り組むこととして「2R」と呼ぶこともある。

### ○再使用

一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のあるモジュール（部品）をそのまま再利用すること。リユース（Reuse）。

### ○再生利用

使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うこと。リサイクル（recycle）。

### ○雑がみ

新聞、雑誌、段ボール以外の、大きささまざまなリサイクルできる紙類のこと。可燃ごみの中に多く含まれていると考えられている。

### ○資源化率

資源回収量を総排出量で除した割合。本計画において資源回収量は、市が収集・処理し資源化した量に加え、集団回収により回収された資源物量、民間事業者により実施された食品リサイクル量を合

計したものとしている。

#### ○資源物の持ち去り

排出場所に出されている資源物を持っていく行為。ごみとして排出されているものは、民法上の無主物と判断され、持ち去り行為に対しては窃盗などの罪が成立しにくく、また個別の被害は少額であり立件もされにくいため、対策が難しくなっている。

#### ○資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の通称。循環型社会を形成していくために必要な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進することを目的として 2000 年（平成 12 年）5 月に制定された。

#### ○指定ごみ袋

ごみを排出する際に自治体の指定する袋を用いることを義務づけるもの。従量制のごみ有料化を導入する場合に有効な方法とされる。本市でも可燃ごみの有料化の際に導入している。

#### ○収集・運搬

寄せ集めること。または持ち運ぶこと。

#### ○集団回収

地域住民が自主的に協力して、資源ごみの回収ルートを作り、資源の回収活動を行うもの。本市においては集団回収に対して回収量に応じ報償金を交付している。

#### ○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされている。

#### ○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、①廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、②個別の廃棄物・リサイクル関係法律とともに循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものとして、2000 年（平成 12 年）6 月

に制定された。

#### ○焼却残渣

ごみを燃やした後に出る不要物。一般に焼却灰を指す。

#### ○焼却処理量

焼却処理したごみの量。

#### ○少子高齢化

出生率の低下による少子化と平均寿命の増大が同時に進行し、人口に占める高齢者の割合が上昇していく（高齢化）状況。

#### ○使用済小型電子機器等

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」第2条第2項に、『「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したもの』と定められている。本市でも同法に基づき回収を行っている。

#### ○食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の通称。食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。2000年（平成12年）6月に制定。

#### ○食品ロス

本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品のことで、食べ残しや使い切れずに捨ててしまう手つかず食品が該当する。

#### ○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画のこと。第四次計画が2018年（平成30年）6月19日に閣議決定されている。

#### ○処理停滞日数

廃棄物の処理が滞った結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況に至った日数を指す。本計画で独自に導入した指標。

### ○ストックマネジメント

廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（LCC Life Cycle Cost）を低減するための技術体系及び管理手法の総称。

### ○生活排水処理率

生活排水を適正に処理している人口が全人口に占める割合（％）を指す。本計画では、生活排水を適正に処理している人口を、公共下水道による処理人口と合併処理浄化槽による処理人口を合計したものとしている。

### ○総排出量

ごみが処理に出された総量。

## 【た】

### ○第2長辺

物の2番目に長い部分の長さのこと。本市では不燃ごみとカン・ビン類の基準を定める際に用いている。

### ○ダイオキシン類

物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、環境中には広く存在している。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を「ダイオキシン類」と定義している。

### ○堆肥化

有機質を微生物の作用により好気性条件下で分解し、発酵分解に伴う発熱によって有害細菌を死滅させることで、衛生的で安全なものに変換して肥料にすること。

### ○立入検査

行政機関の職員が、行政法規の遵守を確認するため、事務所・営業所・工場・倉庫などに入り、業務状況または帳簿書類・設備その他の物件を検査すること。

### ○単独浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽。浄化槽法の改正により、平成13年4月から原則としてその設置ができなくなっている。

#### ○中間処理

人為的に管理された環境の下で、物理・化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形態、外觀、内容、特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすること。

#### ○長期包括運営委託事業

民間事業者が施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う事業方式。本市処理施設においても導入されている。

#### ○長寿命化

寿命が延びること、あるいは延ばすこと。特に、消耗品やインフラなどの耐久性を向上させ、長持ちするようになることを指す場合が多い。

#### ○低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

#### ○出前講座

市職員、ボランティア・市民活動団体などの講師が出向き、行政情報の提供や、市民の方が持っている専門知識を届ける取り組み。

#### ○特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法第2条第3項に『一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの』と定められている。

#### 【な】

#### ○奈良県環境総合計画

社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる持続可能な地域づくりをより一層進めるため、景観・環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が、積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すもの。また、奈良県環境基本条例第10

条に規定する基本計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項に規定する地方公共団体実行計画、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 8 条に規定する行動計画としての側面も持つ。

#### ○奈良県廃棄物処理計画

3 R をはじめ循環型社会形成を推進するため、県民、N P O 、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示したものの。

#### ○奈良モデル

質の高い行政サービスを提供し、行政を効率的に運営するために、県と市町村または市町村同士の連携・協働について、奈良県にふさわしいあり方を検討し、実現する取り組みのこと。

#### ○熱回収

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。サーマルリサイクルとも言う。

#### ○農業集落排水施設

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。

【は】

#### ○廃棄物減量等推進審議会

廃棄物処理法第 5 条の 7 に基づき各市町村において組織される、区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるための審議会。本市においても橿原市廃棄物減量等推進審議会が組織されている。

#### ○廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の通称。廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正処理、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として 1970 年（昭和 45 年）12 月に制定。

#### ○廃棄物発電

清掃工場においてごみを焼却する際に大量に発生する熱を利用して蒸気をつくり、その蒸気でタービンを回して行う発電。

### ○排出者責任

廃棄物処理法第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。

### ○排出抑制

ごみを発生させないよう取り組むこと。リデュース (reduce)。

### ○破碎残渣

不燃ごみ等を破碎処理した際に発生する不要物。ガラスくずや陶器くずなどで構成される。

### ○BOD

「生物化学的酸素要求量」の通称。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量を指す。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

### ○PDCA サイクル

PDCA サイクルは、生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (見直し) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

### ○1人1日あたりのごみ排出量

年間のごみの総排出量を、その年の人口と日数で除した数値。人口と日数の影響を排除できるため、他都市とのごみ量比較によく使用される。

### ○不法投棄

廃棄物処理法に違反して、同法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄すること。

### ○ボランティア袋

ボランティア清掃用の専用ごみ袋のこと。本市においては、公道、公園、河川などの清掃をいただいている自治会などの団体に交付している。

【ま】

### ○モニタリング

民間事業者による公共サービスの履行に関し、適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、民間事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為をいう。

## 【や】

### ○大和川

奈良県および大阪府を流れ、大阪湾に注ぐ一級水系の本流。

## 【ら】

### ○歴史的風土保存地区

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に基づき、その対象は古都すなわちわが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村に限られ、京都市、奈良市、鎌倉市の3市の他に、政令によって天理市、橿原市、桜井市、逗子市、奈良県生駒郡斑鳩町及び同県高市郡明日香村、および大津市の5市1町1村が定められている。

## 4 策定までの経緯

本計画の策定にあたっては、橿原市廃棄物減量等推進審議会にて計画内容をご審議いただきました。

## 橿原市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(敬称略)

No	役職	区分	氏名	所属・役職等
1	会長	学識経験者	川上 勇	奈良学園大学 特別客員教授
2	副会長	市民代表	米田 勝彦	橿原市自治委員連合会 会長
3	職務代理 <sup>※1</sup>	市民代表	仲川 八郎	橿原市自治委員連合会 副会長
4	職務代理	市民代表	北 皖一 <sup>※2</sup>	橿原市自治委員連合会 副会長
	委員		村田 俊博 <sup>※2</sup>	橿原市自治委員連合会 理事
5	委員	市民代表	安田 昌弘	橿原市PTA連合会 会長
6	委員	市民代表	中村 雅光	公募市民
7	委員	市民代表	新宅 道万	公募市民
8	委員	関係団体代表	森本 俊一	橿原商工会議所 会頭 三和澱粉工業(株) 代表取締役会長
9	委員	関係団体代表	鶴田 隆昭	奈良県資源回収事業協同組合 東支部 (株)鶴田商店 代表取締役
10	委員	関係団体代表	上農 隆弘	橿原市大規模小売店舗 イオンリテール(株)イオン橿原店 人事総務課長
11	委員	関係団体代表	小西 洋子 <sup>※2</sup>	橿原市地球温暖化対策地域協議会 会長
			紙本 洋吾 <sup>※2</sup>	
12	委員	関係団体代表	当麻 潔	NPO 法人奈良ストップ温暖化の会 副理事長

※1 2018（平成30）年度第一回審議会（7月26日）にて選任

※2 2018（平成30）年6月25日付で交代

## 審議の経過

開催日・場所	内容
<b>2017（平成 29）年度第一回審議会</b> 2018（平成 29）年 10 月 2 日（月） クレセントカシハラ 3 階 研修室	<b>○ 審議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年度榎原市一般廃棄物処理事業（報告）</li> <li>・ 「ごみ減量・資源化」と「地域活動の活性化」に向けた新たな取組について</li> </ul>
<b>2017（平成 29）年度第二回審議会</b> 2018（平成 30）年 2 月 5 日（月） クレセントカシハラ 3 階 研修室	<b>○ 審議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雑がみ分別モデル事業の実施結果について</li> <li>・ 榎原市一般廃棄物処理基本計画の改定について</li> </ul>
<b>2018（平成 30）年度第一回審議会</b> 2018（平成 30）年 7 月 26 日（木） クレセントカシハラ 3 階 研修室	<b>○ 審議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度榎原市一般廃棄物処理事業（報告）</li> <li>・ 榎原市一般廃棄物処理基本計画の改定について</li> </ul>
<b>2018（平成 30）年度第二回審議会</b> 2018（平成 30）年 10 月 30 日（火） クレセントカシハラ 3 階 研修室	<b>○ 審議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 榎原市一般廃棄物処理基本計画の改定について</li> </ul>
<b>パブリックコメント実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>○実施期間</b> 2018（平成 30）年 11 月 26 日（月）～12 月 25 日（火）</li> <li><b>○閲覧場所</b> 本庁舎行政資料閲覧コーナー、分庁舎ロビー、各地区公民館など市内 20 箇所及び市ホームページ</li> <li><b>○意見提出方法</b> 直接持参、郵送、FAX、電子メール、市ホームページ（入力フォームより回答）</li> <li><b>○募集結果</b> 提出者数：3 者、意見総数：7 件</li> </ul>	
<b>2018（平成 30）年度第三回審議会</b> 2019（平成 31）年 2 月 8 日（金） クレセントカシハラ 3 階 研修室	<b>○ 審議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 榎原市一般廃棄物処理基本計画の改定について</li> </ul>